

(参考 1)

資 料

麻生内閣における経済対応 『当面は景気対策』

○安心実現のための緊急総合対策 11.5兆円程度

〔 第一次補正予算(10月16日成立) 〕

1.8兆円

緊急保証・貸付、防災・耐震対策 等

○生活対策(10月30日決定) 26.9兆円程度

〔 定額給付金、緊急保証・貸付、高速道路料金引下げ 〕

地域活性化・生活対策臨時交付金、医療・介護・福祉対策 等

○生活防衛のための緊急対策(12月19日決定)

①財政上の対応

10兆円程度

・雇用対策(年末対策[住宅・生活支援等])

1.1兆円程度

・雇用創出等のための地方交付税増額

1兆円

・経済緊急対応予備費の新設

1兆円

・税制改正(減税措置[住宅減税等])(平年度)

1.1兆円程度

・「生活対策」の実現(上記の財政措置)

6兆円程度

②金融面での対応

33兆円程度

・金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大

10兆円

・銀行等保有株式取得機構の活用・強化

20兆円

・政策金融の「危機対応業務」発動・拡充

3兆円

・住宅・不動産市場対策

0.2兆円程度

合 計(重複を除く)

75兆円程度

〔 財政措置 12兆円程度(対GDP比2%程度) 〕

金融措置 63兆円程度

「経済危機対策」—骨格—

経済危機克服の道筋

1. 「2つの危機」に直面する
日本経済◆「短期的な危機」—「底割れ」の
リスク◆「構造的な危機」—世界経済の
「大調整」への対応

2. 「危機克服」の基本方針

(基本方針1) 国民一体となった対応

(基本方針2) 経済局面に応じた対応

(基本方針3) 多年度を視野に入れた
包括的な対応

3. 対策の規模と効果

・対策の規模:

国費15.4兆円程度・事業費56.8兆円程度

・平成21年度実質GDP成長率の押し上げ効果:

2%程度

・需要拡大による雇用創出:

40～50万人程度(1年間)

I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避

1. 雇用対策

【国費4.9兆円程度・事業費44.4兆円程度】

【国費1.9兆円程度・事業費2.5兆円程度】

・雇用調整助成金、再就職支援・能力開発、雇用創出、派遣等保護
住宅・生活支援 等

2. 金融対策

【国費3.0兆円程度・事業費41.8兆円程度】

・中小等資金繰り、株式市場、住宅・土地金融 等

3. 事業の前倒し執行

・過去最高水準の前倒し執行

II. 成長戦略—未来への投資

1. 低炭素革命

【国費6.2兆円程度・事業費 8.8兆円程度】

【国費1.6兆円程度・事業費2.2兆円程度】

- ① 太陽光発電 ② 低燃費車・省エネ製品等
- ③ 交通機関・インフラ革新
- ④ 資源大国実現

2. 健康長寿・子育て

【国費2.0兆円程度・事業費2.8兆円程度】

- ① 地域医療・医療新技術
- ② 介護職員の処遇改善・介護拠点整備
- ③ 子育て・教育支援

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

【国費2.6兆円程度・事業費3.8兆円程度】

- ① 農林漁業 ② 先端技術開発・人材力強化・中小企業支援
- ③ 地域連携と競争力強化の基盤整備
- ④ I T ⑤ ソフトパワー・観光

III. 「安心と活力」の
実現—政策総動員

【国費4.3兆円程度・事業費5.0兆円程度】

1. 地域活性化等

【国費0.2兆円程度・事業費0.4兆円程度】

・地域交通の活性化等
・まちづくり支援・地域の実情に応じた
活性化策の推進 等

2. 安全・安心確保等

【国費1.7兆円程度・事業費2.2兆円程度】

・社会保障
・消費者政策の抜本的強化等
・防災・安全対策
・治安体制の整備 等

3. 地方公共団体への配慮

【国費2.4兆円程度・事業費2.4兆円程度】

地方公共団体への財政支援 等

IV. 税制改正

【国費0.1兆円程度・事業費0.1兆円程度】

・住宅取得のための時限的な贈与税
の軽減
・中小企業の交際費課税の軽減
・研究開発税制の拡充

財源等

国費と事業規模

財 源

【合計: 国費15.4兆円程度・事業費56.8兆円程度】

(略)

4. それゆえ我々は本日、以下を実現するために必要なあらゆる行動をとることを誓約する。

- ・ 信認、成長及び雇用を回復する。
- ・ 貸出を回復するために金融システムを修復する。
- ・ 信頼を取り戻すために金融規制を強化する。
- ・ 今般の危機を克服し、将来の危機を防止するため、国際金融機関に資金を与え、これを改革する。
- ・ 繁栄を支えるため、世界の貿易及び投資を促進し、保護主義を拒否する。
- ・ 包括的で環境に優しく持続可能な回復を実現する。

これらの誓約を果たすために共同で行動することにより、我々は世界経済を不況から脱出させ、将来このような危機が再発することを防止する。

(略)

成長と雇用の回復

6. 我々は、前例のないかつ協調された財政拡大を行っている。これは、何もしなければ失われていたであろう何百万人もの雇用を維持するか、または創出し、来年末までに5兆ドルに上り、生産を4%拡大し、また、環境に優しい経済への移行を加速する。我々は、成長を回復するために必要な規模の継続した財政努力を行うことにコミットしている。

(略)

11. 我々は、長期的な財政の持続可能性及び価格の安定を確保する決意であり、また、金融セクターを支え、世界需要を回復するために現在とることが必要な施策からの確かな出口戦略を導入する。我々は、合意された政策を実施することが、経済に対する長期的なコストを抑え、長期にわたって必要な財政再建の規模を縮小させることになることを確信している。

(略)

諸外国の総合的な景気対策と財政運営目標

国名	総合的な景気対策の概要	財政収支対GDP比 (2009年度見通し)	財政運営目標
米国 	○2009年2月、公共投資、減税等を内容とする「2009年米国回復・再投資法案」が成立。 【約7,870億ドル(約76.3兆円):複数年度の措置。2009年度及び2010年度に全体の約70%(対GDP比約4.0%)】	▲12.9%	○2013年1月(オバマ大統領の一期目の任期終了)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル)を半減させる。
英国 	○2008年11月、VAT(付加価値税)の一時的引下げ、公共投資支出の前倒し等を内容とする景気対策を発表。2009年4月、企業支援、雇用対策等を内容とする追加景気対策を発表。 【2010年3月までに総額約200億ポンド(約2.8兆円)超:対GDP比約1.4%】	▲12.4%	○経済が回復局面に入ると見込まれる2010年度から経常的収支(景気循環調整後)を毎年改善させ、2017年度までに同収支を均衡させる。
フランス 	○2008年12月、公共投資、企業の資金繰り支援等を内容とする景気対策を発表。2009年2月、雇用・中低所得者対策を発表。 【2009年及び2010年の2年間で総額約291億ユーロ(約3.7兆円):対GDP比約1.5%】	▲5.6%	○当面は、2012年度に財政収支対GDP比を▲3%以内に改善させることを目標とする。
ドイツ 	○2008年11月、公共投資等を内容とする景気対策を発表。2009年1月、公共投資、減税等を内容とする追加景気対策を発表。 【2009年及び2010年の2年間で総額約800億ユーロ(約10.2兆円):対GDP比約3.4%】	▲3.0%	○中長期的な財政規律を確保するため、連邦政府の構造的財政収支を▲0.35%以内に制限すること等を内容とする基本法(憲法)改正を行う予定。

(出典) 総合的な景気対策の概要における名目GDP: IMF世界経済見通しデータベース(2009年4月)における2009暦年の数値。

財政収支対GDP比: 米国: 2010年度大統領予算教書(詳細)(2009年5月)、英国: バジレット2009(2009年4月)、

フランス: 2009年第二次補正予算法案資料(2009年3月)、ドイツ: 安定化プログラム(2009年1月)

(注) 為替レートは、1ドル=約96円、1ポンド=約133円、1ユーロ=約153円(2009年5月28日時点)にて計算。

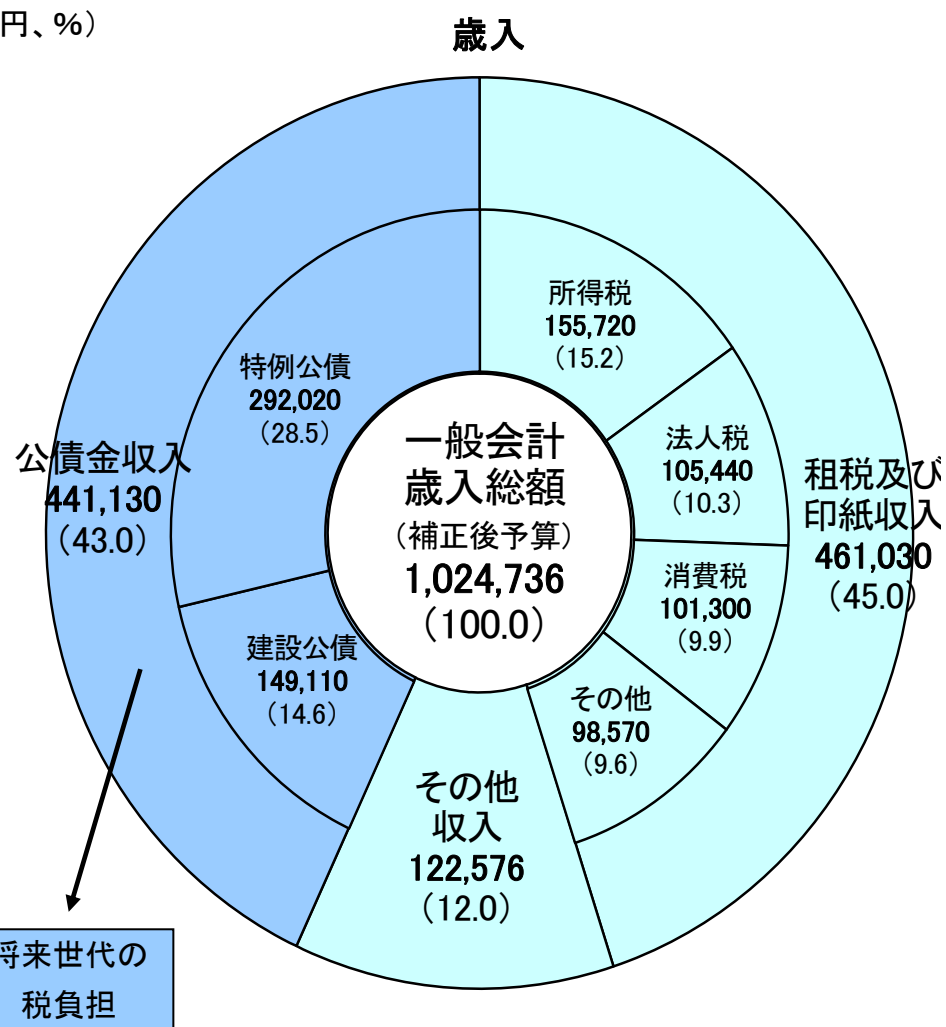
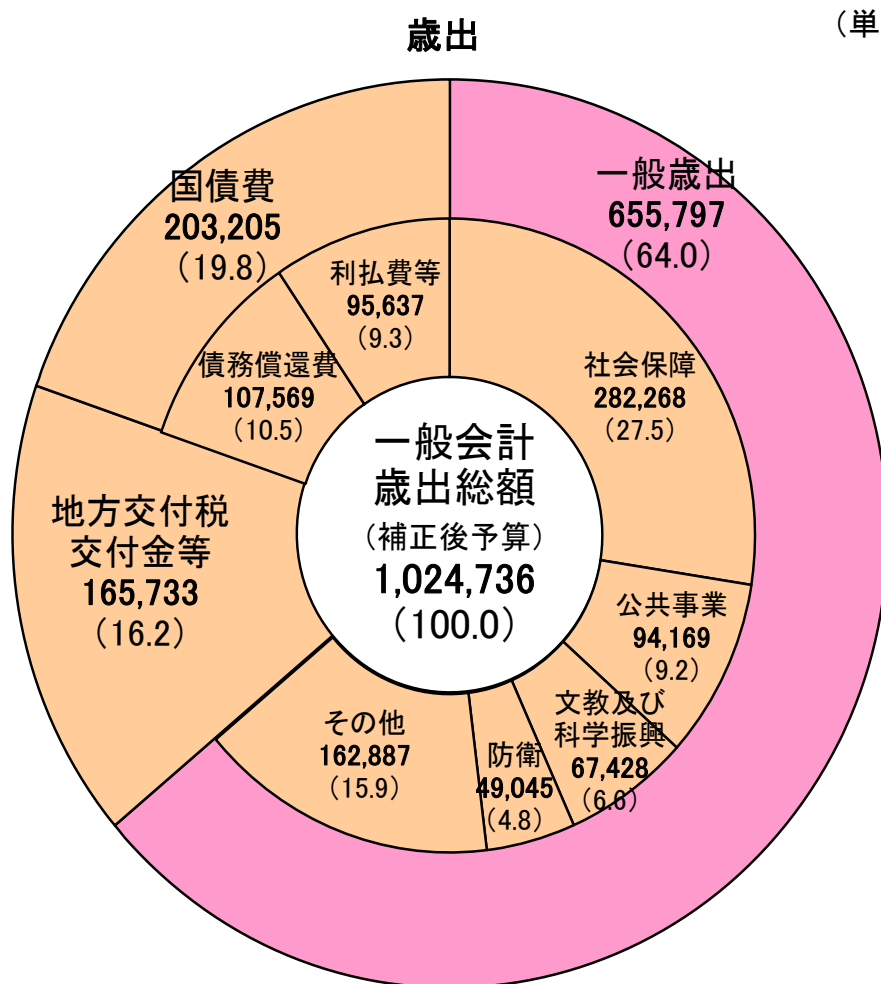
平成21年度一般会計補正予算後の概要（当初＋補正）

一般会計歳出

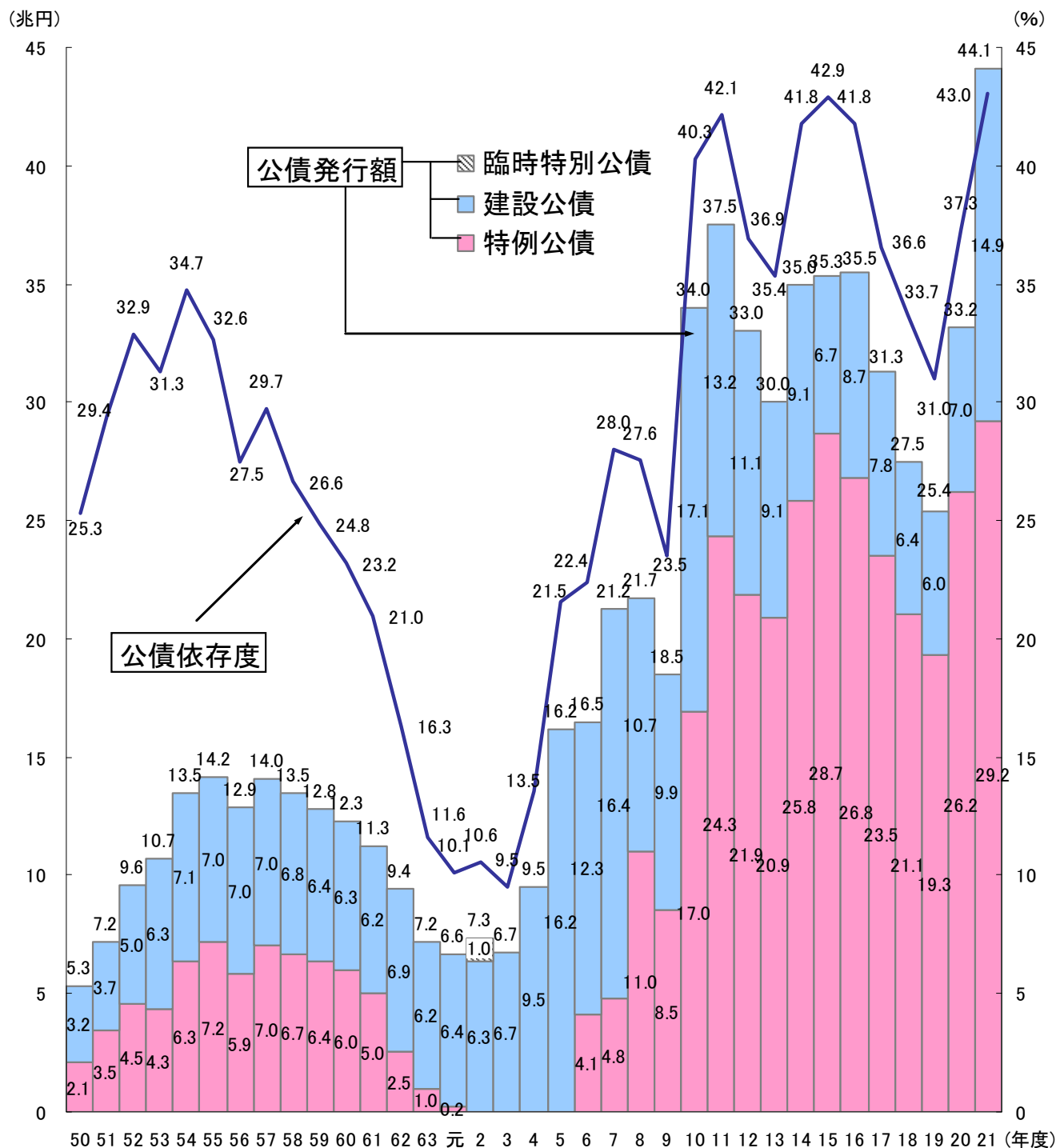
・社会保障関係費（28.2兆円）、国債費（20.3兆円）、地方交付税交付金等（16.6兆円）の三大経費で全体の約6割以上を占める。

一般会計歳入

・租税及び印紙収入は5割弱にとどまる。
・公債金収入は44兆円程度、公債依存度は43.0%



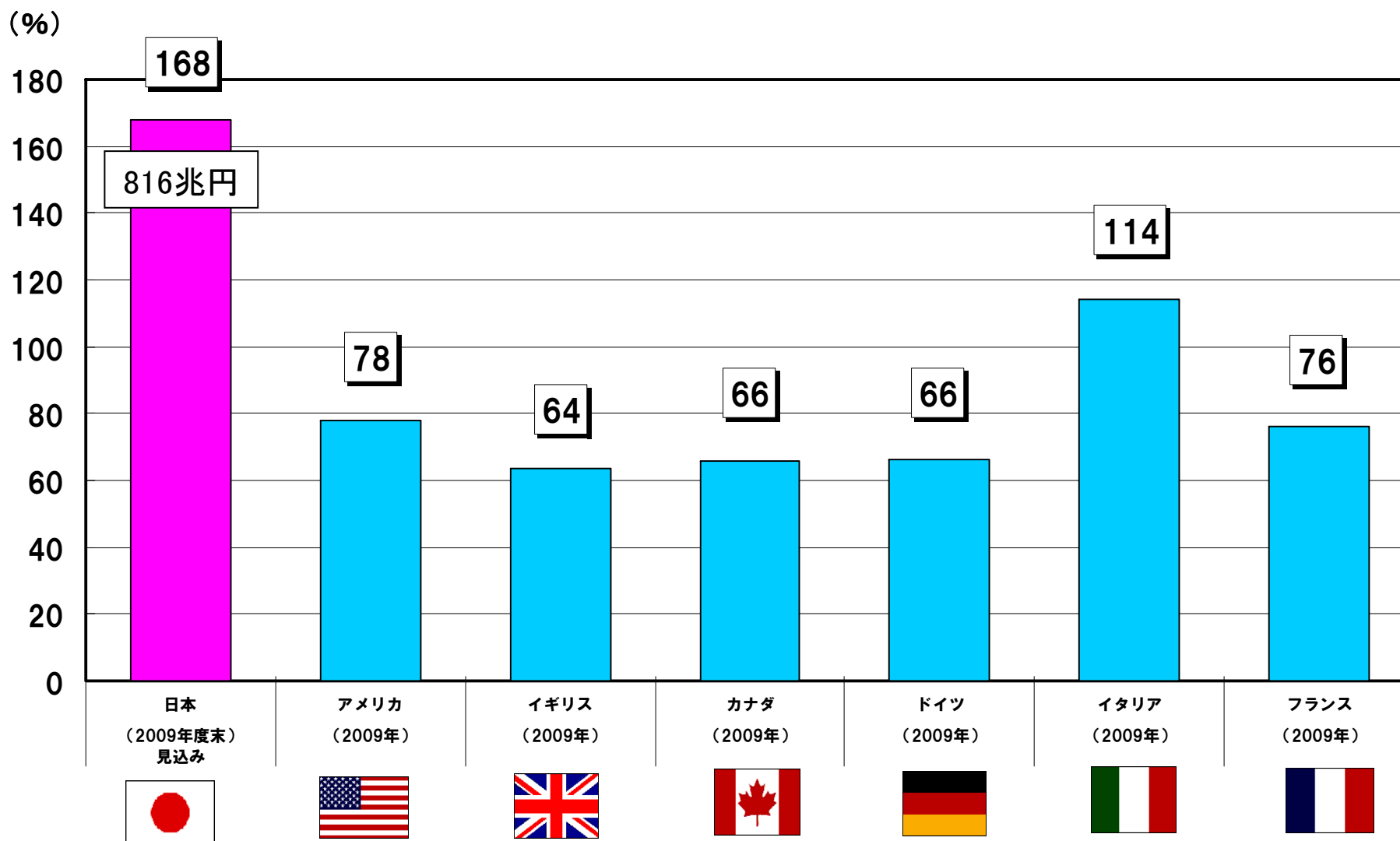
公債発行額、公債依存度の推移



(注1) 平成19年度までは決算、20、21年度は補正後予算による。

(注2) 臨時特別公債とは、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するために発行された国債。

一般政府債務残高対GDP比の国際比較



(注1) 日本については、国・地方を合わせた長期債務残高(2009年度末補正後見込み)。

(注2) 諸外国の債務残高対GDP比については、OECD“Economic Outlook 84”(2008年12月)による。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告(2008年11月4日)」などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源(保険料負担、公費負担及び利用者負担)のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし(公債)に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、改革の確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- (2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

(略)

- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。(略)
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

IV. 今後の歳出改革の在り方

(略)

歳出改革の原則

- 原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- 原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。
具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。
- (社会保障部門)
- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト 縮減、給付の重点化等の効率化を進める。
- (非社会保障部門)
- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

(以下略)

○ 所得税法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

（以下略）

社会保障及び国の財政の姿（平成21年度予算ベース）

(2009)

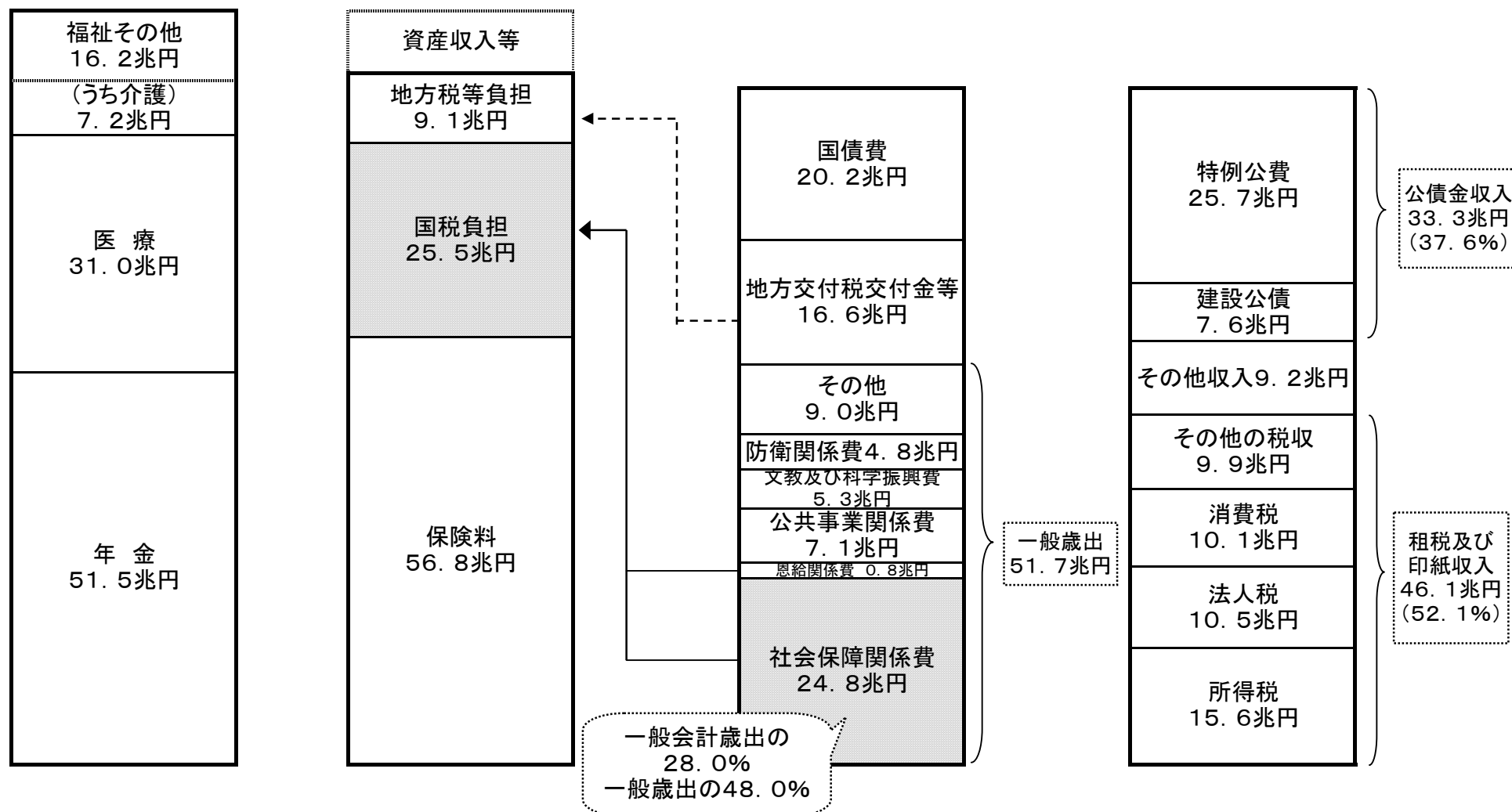
社会保障給付費

一般会計

給付費 98.7兆円 財源 91.4兆円+資産収入

歳出 88.5兆円

歳入 88.5兆円



社会保障費用の区分経理（一つのイメージ）

以下に示す区分経理の案は、

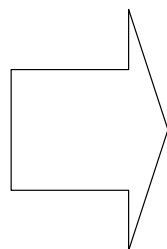
- ① 社会保障勘定(仮称)における歳出については、社会保障国民会議で示された年金、医療、介護の社会保障給付費及び少子化対策（注）に要する国税負担の費用とし、
- ② 歳入については、消費税（地方交付税分除く）及び基礎年金国庫負担の追加分（ $1/3+32/1000$ と $1/2$ との差額）に充当されている財政投融资特別会計からの繰入れ分を仮置きしたものであり、あくまでも1つのイメージにすぎない。

21年度予算

（単位：億円）

一般会計			一般勘定(仮称)			社会保障勘定(仮称)		
(歳入)			(歳入)			(歳入)		
税	収	461,030	税	収	389,600 程度	消費税		71,400 程度
			(消費税(地方交付税分除く)を除く)			(地方交付税分除く)		
その他収入		91,510	その他収入		68,500 程度	その他収入		23,000 程度
			(年金追加分:1/3+32/1000→1/2)					
公債金		332,940						
うち建設公債		75,790	計		458,100 程度	計		94,400 程度
赤字公債		257,150						
計		885,480						
(歳出)			(歳出)			(歳出)		
国債費		202,437	国債費		202,400 程度	年金給付費		101,900 程度
地方交付税等		165,733	地方交付税等		165,700 程度	医療給付費		89,800 程度
一般歳出		517,310	一般歳出		293,400 程度	介護給付費		20,800 程度
			(社会保障勘定分を除く)			少子化対策費		11,300 程度
計		885,480	計		661,600 程度	計		223,900 程度

<区分経理>



（注） 少子化対策費については、社会保障国民会議で示された「少子化に係る公費負担」のうち国税負担相当額（21' 予算ベース）を計上しており、その主な内訳は、民間保育所運営費（3,400億円程度）、児童手当（2,700億円程度）、児童扶養手当（1,600億円程度）、特別児童扶養手当（1,000億円程度）等である。

国税及び地方税負担による我が国社会保障予算(平成21年度)の姿

社会保障関係費 24.8兆円 (平成21年度)

Aグループ

Bグループ

Cグループ

年金、医療、介護
保険給付国税負担
19.6兆円

生活保護等その他
社会保障給付
4.2兆円

その他
1.0兆円

○年金、医療、介護保険
給付に係る税負担
25.5兆円程度
〔国 19.9兆円程度〕
〔地方 5.6兆円程度〕

○全額税負担による医療
給付を含む年金、医療、
介護給付に係る税負担
27.3兆円程度
〔国 21.2兆円程度〕
〔地方 6.1兆円程度〕

・年金保険 9.9兆円
・医療保険 7.7兆円
・介護保険 2.0兆円

対応する地方税等負担
5.0兆円程度

〔上記のほか、共済年金に係る
基礎年金国庫負担がある。〕
・国分： 0.3兆円
・地方分： 0.6兆円

・生活保護 2.1兆円
 うち医療扶助 1.0兆円
 その他 1.1兆円
・障害者対策 0.7兆円
・保育所 0.3兆円
・児童手当 0.3兆円
・公費負担医療 0.2兆円
・児童扶養手当 0.2兆円
・雇用保険 0.2兆円
・その他 0.3兆円

対応する地方税等負担
3.2兆円程度

〔上記のうち、医療費に係る税負担
は、1.7兆円である。〕
・国 1.3兆円
・地方 0.5兆円

・人件費 0.2兆円
・施設費 0.1兆円
・社会保険事務費等0.3兆円
 (健診等を含む)
・原爆対策 0.1兆円
・その他 0.4兆円

(注)上記の計数には一部推計が含まれる。また、四捨五入の関係で各計数と合計とは必ずしも一致しない。

社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

平成 20 年度		平成 20 年度		平成 21 年度
社会保障関係費	217, 824	社会保障関係費	217, 824	248, 344
生活保護費	20, 053	年金医療介護保険給付費	166, 807	196, 004
社会福祉費	16, 589	生活保護費	20, 053	20, 969
社会保険費	175, 132	社会福祉費	24, 904	25, 091
保健衛生対策費	4, 094	保健衛生対策費	4, 104	4, 346
失業対策費	1, 956	雇用労災対策費	1, 956	1, 934

医療提供体制の国際比較(2006年)

- 我が国の人口当たりの医師数は、他のG7諸国と比較してやや少ない状況にあるが、一方で、看護師を加えた数や病院職員数では、概ね同程度の水準
- 平均在院日数・外来診察回数等、患者の行動を見ると、我が国においては平均在院日数が長く、受診回数は多い傾向

	医療従事者数(人口1000人当たり)				国民(患者)の受診行動		
	診療医師数 (注1)	看護職員数 (注2)	医師＋ 看護職員数	病院職員数 (常勤換算)	平均在院日 数 (急性期)	急性期1病 床当たりの 年間退院数	人口1人当 たり外来診 察回数
アメリカ合衆国	2.4	10.5	12.9	16.4	5.6	43.2	4.0
イギリス	2.5	11.9	14.4	—	7.5	74.1	5.0
イタリア	3.7	7.1	10.8	12.3	—	46.5	7.0
カナダ	2.1	8.8	10.9	—	7.2	30.2	5.9
ドイツ	3.5	9.8	13.3	10.7	8.5	31.5	—
フランス	3.4	7.6	11.0	17.3	5.4	70.5	6.6
日本	2.1	9.3	11.4	13.4	19.2	12.6	13.7

注1:診療に従事している医師数で算定している。

注2:看護業務に従事している看護師等の数で算定している。

注3:「人口1人当たり外来診察回数」及び「急性期1病床当たりの年間退院数」は、2005年の数字を用いている。

注4:カナダの「国民(患者)の受診行動」の各項目において、2005年の数字を用いている。

出典: OECD Health Data2008

都道府県別の医師数の状況

(18年度の医師数をベースに指数化)

		人口:面積 (9:1)	面積指数	人口指数			人口:面積 (9:1)	面積指数	人口指数			人口:面積 (9:1)	面積指数	人口指数
1	東京都	3.36	22.04	1.29	17	島根県	1.12	0.38	1.20	33	滋賀県	0.93	0.96	0.92
2	大阪府	2.56	15.23	1.15	18	佐賀県	1.11	1.12	1.11	34	千葉県	0.92	2.53	0.74
3	神奈川県	1.62	8.67	0.83	19	沖縄県	1.08	1.73	1.01	35	北海道	0.92	0.19	1.00
4	福岡県	1.52	3.78	1.27	20	大分県	1.08	0.75	1.11	36	山梨県	0.90	0.56	0.93
5	京都府	1.41	2.16	1.32	21	広島県	1.07	1.04	1.08	37	長野県	0.87	0.44	0.92
6	徳島県	1.25	0.72	1.31	22	兵庫県	1.07	1.87	0.99	38	山形県	0.87	0.47	0.91
7	長崎県	1.25	1.27	1.24	23	山口県	1.07	0.76	1.10	39	静岡県	0.86	1.21	0.82
8	香川県	1.22	1.78	1.16	24	愛媛県	1.06	0.80	1.09	40	三重県	0.86	0.80	0.86
9	鳥取県	1.20	0.62	1.26	25	鹿児島県	1.02	0.59	1.07	41	秋田県	0.85	0.26	0.92
10	岡山県	1.19	0.97	1.22	26	奈良県	0.98	1.06	0.97	42	岐阜県	0.81	0.51	0.84
11	高知県	1.19	0.40	1.28	27	宮崎県	0.97	0.52	1.02	43	福島県	0.80	0.37	0.85
12	和歌山県	1.15	0.74	1.19	28	群馬県	0.96	0.87	0.97	44	新潟県	0.80	0.53	0.83
13	愛知県	1.14	3.56	0.88	29	福井県	0.95	0.56	1.00	45	青森県	0.78	0.38	0.83
14	熊本県	1.14	0.95	1.16	30	宮城県	0.95	0.93	0.95	46	岩手県	0.78	0.22	0.84
15	石川県	1.14	0.93	1.16	31	埼玉県	0.94	3.51	0.66	47	茨城県	0.74	0.99	0.71
16	富山県	1.12	1.65	1.07	32	栃木県	0.94	0.85	0.95					

(注)都道府県ごとの医師数について、面積当たり及び人口当たりで、それぞれ全国平均を1として指数化。これを人口:面積を9:1に配分し、上位(医師数が相対的に多い)の都道府県から順に並べたもの。

都道府県別の医師数の変化（平成8年から平成18年の10年間における変化）

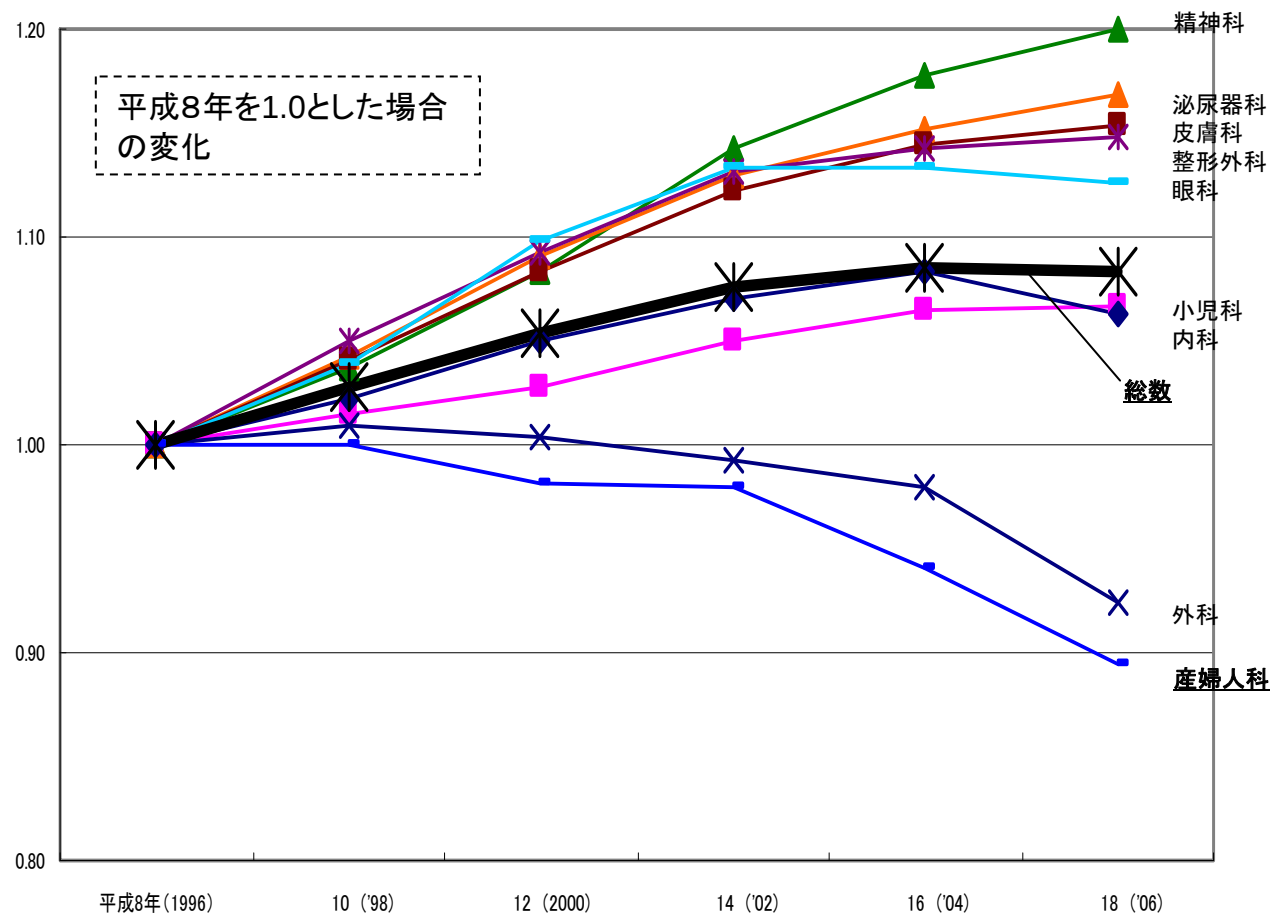
- 平成8年から平成18年までの10年間で、医師は全国で14.4%増加。
 ○ 首都圏、関西圏等の都市部では概ね全国平均を上回って医師数が増加(医師の絶対数も比較的大きく増加)している一方、地方部での増加は全国平均を下回っている。

	医師数		伸率 (平成8年 ⇒平成18年)	全国平均の伸 率(14.4%)を 上回る医師数
	平成8年	平成18年		
北海道	10,279	11,579	12.6%	
青森県	2,298	2,426	5.6%	
岩手県	2,263	2,394	5.8%	
宮城県	4,001	4,616	15.4%	37
秋田県	1,969	2,142	8.8%	
山形県	2,054	2,270	10.5%	
福島県	3,407	3,663	7.5%	
茨城県	3,800	4,359	14.7%	10
栃木県	3,354	3,931	17.2%	93
群馬県	3,413	4,026	18.0%	120
埼玉県	7,474	9,578	28.2%	1,025
千葉県	7,543	9,322	23.6%	690
東京都	29,136	33,604	15.3%	262
神奈川県	12,851	15,196	18.2%	490
新潟県	3,824	4,134	8.1%	
富山県	2,130	2,443	14.7%	6
石川県	2,612	2,808	7.5%	
福井県	1,481	1,688	14.0%	
山梨県	1,515	1,695	11.9%	
長野県	3,488	4,159	19.2%	168
岐阜県	3,096	3,641	17.6%	98
静岡県	5,688	6,452	13.4%	
愛知県	11,175	13,208	18.2%	420
三重県	3,001	3,332	11.0%	

網かけは全国平均を下回っているケース

	医師数		伸率 (平成8年 ⇒平成18年)	全国平均の伸 率(14.4%)を 上回る医師数
	平成8年	平成18年		
滋賀県	2,130	2,649	24.4%	212
京都府	6,388	7,212	12.9%	
大阪府	18,704	20,945	12.0%	
兵庫県	9,843	11,371	15.5%	107
奈良県	2,388	2,846	19.2%	113
和歌山県	2,236	2,532	13.2%	
鳥取県	1,411	1,570	11.3%	
島根県	1,623	1,826	12.5%	
岡山県	4,336	4,912	13.3%	
広島県	6,020	6,398	6.3%	
山口県	3,125	3,376	8.0%	
徳島県	2,004	2,174	8.5%	
香川県	2,240	2,408	7.5%	
愛媛県	3,093	3,275	5.9%	
高知県	1,937	2,077	7.2%	
福岡県	11,576	13,281	14.7%	34
佐賀県	1,713	1,977	15.4%	17
長崎県	3,416	3,765	10.2%	
熊本県	4,128	4,406	6.7%	
大分県	2,412	2,769	14.8%	9
宮崎県	2,100	2,407	14.6%	4
鹿児島県	3,519	3,849	9.4%	
沖縄県	2,103	2,849	35.5%	442
全国計	230,297	263,540	14.4%	-

主な診療科別の医師数の変化(平成8年から平成18年の10年間における変化)



〔主な診療科別
医師数の変化〕
(平成8年から平成18年度)

精神科	20.0%
泌尿器科	16.8%
皮膚科	15.4%
整形外科	15.0%
眼科	12.6%
総数	8.3%
小児科	6.7%
内科	6.0%
外科	▲7.7%
産婦人科	▲10.6%

注1) 内科…内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、神経内科
 外科…外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科
 精神科…精神科、神経科 産婦人科…産婦人科、産科
 耳鼻いんこう科…耳鼻いんこう科、気管食道科 泌尿器科…泌尿器科、性病科、こう門科

注2) 時系列での比較を行うため、平成18年度においては、研修医(14,402人、平成16年度以前は0)を総数から除いている。

(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

都道府県別の産婦人科医師数の変化（平成8年から平成18年の10年間における変化）

○ 産婦人科の医師数は全国的に減少（10年間で▲10.6%減少）しているが、特に東北、四国地方など、地方における減少が深刻化している。

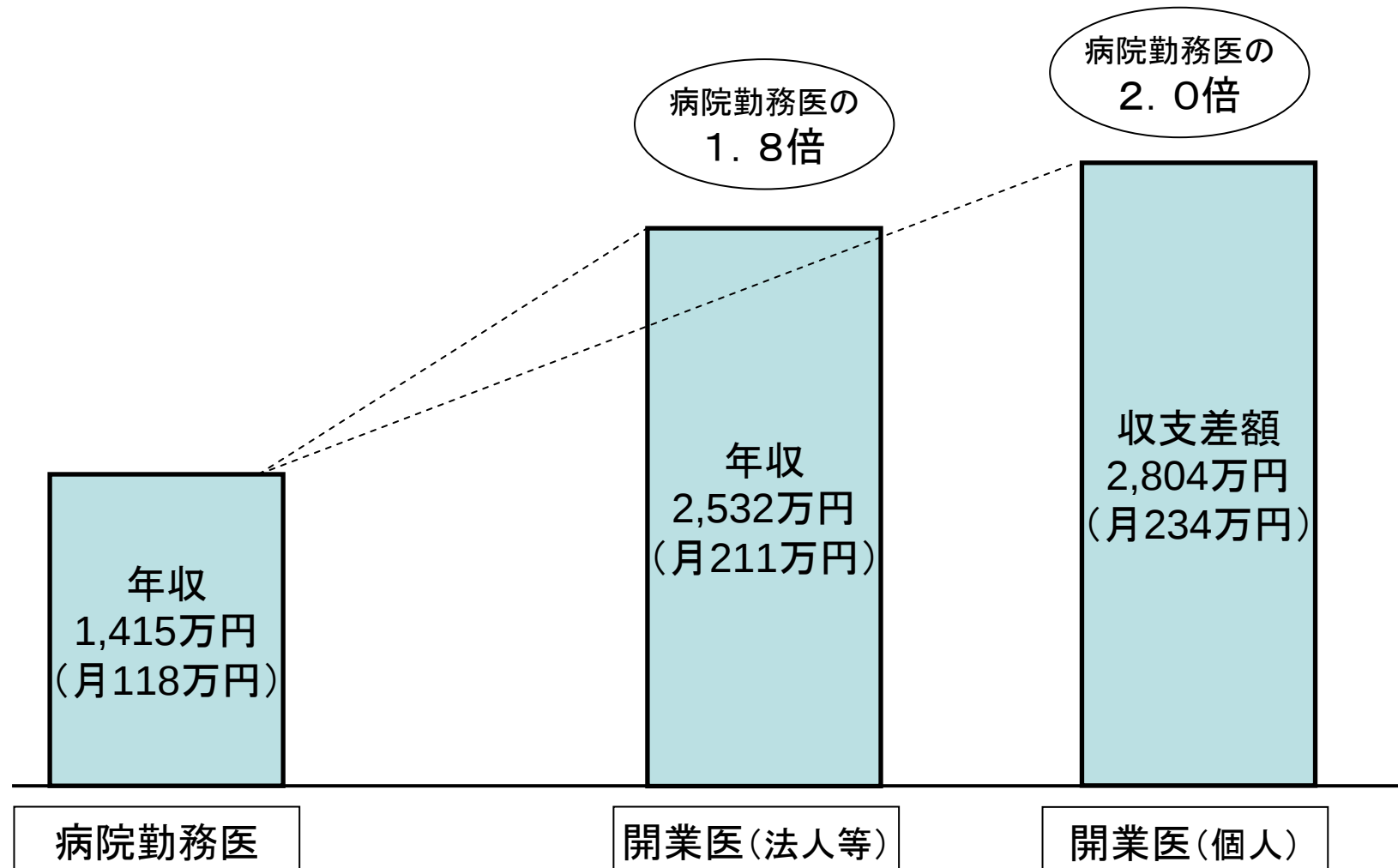
		産婦人科医師数		伸率
		平成8年	平成18年	
1	岩手県	122	90	▲26.2%
2	青森県	114	86	▲24.6%
3	香川県	115	87	▲24.3%
4	高知県	76	58	▲23.7%
5	山口県	148	115	▲22.3%
6	大分県	111	90	▲18.9%
7	福島県	175	142	▲18.9%
8	北海道	439	359	▲18.2%
9	秋田県	107	88	▲17.8%
10	福岡県	496	412	▲16.9%
11	新潟県	180	150	▲16.7%
12	佐賀県	86	72	▲16.3%
13	和歌山県	111	93	▲16.2%
14	宮城県	210	177	▲15.7%
15	鹿児島県	162	137	▲15.4%
16	山形県	118	100	▲15.3%
17	広島県	270	229	▲15.2%
18	島根県	74	63	▲14.9%
19	奈良県	102	87	▲14.7%
20	大阪府	870	743	▲14.6%
21	京都府	288	247	▲14.2%
22	石川県	123	106	▲13.8%
23	徳島県	97	84	▲13.4%
24	三重県	155	137	▲11.6%

		産婦人科医師数		伸率
		平成8年	平成18年	
25	兵庫県	495	442	▲10.7%
26	岡山県	187	167	▲10.7%
27	滋賀県	87	78	▲10.3%
28	福井県	82	74	▲9.8%
29	長崎県	159	144	▲9.4%
30	神奈川県	703	638	▲9.2%
31	東京都	1,411	1,295	▲8.2%
32	富山県	98	90	▲8.2%
33	岐阜県	172	158	▲8.1%
34	静岡県	287	264	▲8.0%
35	群馬県	182	168	▲7.7%
36	熊本県	159	147	▲7.5%
37	長野県	186	172	▲7.5%
38	愛知県	610	574	▲5.9%
39	鳥取県	74	70	▲5.4%
40	茨城県	204	193	▲5.4%
41	愛媛県	125	119	▲4.8%
42	宮崎県	112	108	▲3.6%
43	千葉県	418	407	▲2.6%
44	山梨県	76	78	2.6%
45	埼玉県	393	411	4.6%
46	栃木県	179	193	7.8%
47	沖縄県	116	132	13.8%
	全国計	11,264	10,074	▲10.6%

（注）産婦人科医師数は、産婦人科及び産科の医師数の合計

病院勤務医と診療所医師（開業医）の給与の比較

（2007年6月医療経済実態調査：10月26日発表）



（注1）介護保険事業を実施していない医療機関の集計。6月集計の値を基に12倍して試算。

（注2）収支差額とは、保険診療収入等の医業収入から給与費や医薬品費等の医業費用を差し引いたもの。主に開設医師の報酬となる。

医師の偏在是正の手法① 《経済的手法》

－ 国民医療費（約 33 兆円）の配分 －

○ 医療費の構成

$$\begin{array}{c} \text{国民医療費} \\ \left(\begin{array}{l} \text{公的医療費及び} \\ \text{これに伴う患者負担} \end{array} \right) \end{array} = \begin{array}{c} P \quad (\text{価格}) \\ \left(\begin{array}{l} \text{公定価格} = \text{診療報酬点数} \\ \text{診療報酬改定} (\times) \\ \text{により決定} \end{array} \right) \end{array} \times \begin{array}{c} Q \quad (\text{数量}) \\ \left(\begin{array}{l} \text{医療に対する需要} \\ \text{(病気や怪我の発生状況等)} \\ \text{により外部的に決定} \end{array} \right) \end{array}$$

(※) 通常 2 年ごとに改定

○ 診療報酬改定のプロセス

- 診療報酬の改定率は、予算編成過程を通じて、内閣が決定
(平成 17 年のいわゆる中医協改革において、改定率の決定を内閣の権限として整理・明確化)
- 一方、具体的な診療報酬点数は、内閣が決定する改定率等を踏まえ、中央社会保険医療協議会（中医協）が設定（2～3 月、厚生労働大臣告示）

（参考）前回（平成 20 年度）改定の例

- 平成 19 年 12 月 17 日 財務・厚労両大臣の事前折衝を踏まえ、内閣が診療報酬等の改定率を決定
- 平成 20 年 1 月 18 日 厚労大臣から中医協に対し、診療報酬点数の改定案の調査・審議について諮問
- 2 月 3 日 中医協が厚生労働大臣に対し、診療報酬点数改定案を答申
- 3 月 5 日 診療報酬改定に係る告示・通知の発出

医師の偏在是正の手法② 《規制的手法》

—医師の職業選択の自由 ⇔ 医療に関する公的な関与—

○ 国立大学と私立大学の医学部に要する費用比較

		入学金	授業料(年間)
国 立	T大学(医)(法)	282, 000円	535, 800円
私 立	K大学(医)	200, 000円	2, 910, 000円
	(参考)(法)	200, 000円	780, 000円
	T大学(医)	2, 000, 000円	3, 600, 000円
	(参考)(法)	250, 000円	780, 000円

(注)私立大(医)について、このほかにも施設費、教育維持費等が必要

○ 京都大学の医学部・工学部・農学部の入学時の選考学科

	入学定員(大学入学試験時)の考え方			
医学部	全体で100名 (医学科) ※このほか保健学科(143名)			
工学部	全体で955名			
	地球工学科	185名	建築学科	80名
	物理工学科	235名	電気電子工学科	130名
	情報学科	90名	工業化学科	235名
農学部	全体で300名			
	資源生物科学科	94名	応用生命科学科	47名
	地域環境工学科	37名	食料・環境経済学科	32名
	森林科学科	57名	食品生物科学科	33名

※出所:各大学ホームページ

医療における公的関与や規制に関する粗々の国際比較

	日 本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
総医療費／GDP	8. 2%	8. 2%	10. 7%	11. 2%	15. 2%
うち 公的医療費/GDP	<u>6. 7%</u> (公的負担2割: 社会保険8割) [※税負担4割強: 保険料6割弱]	<u>7. 1%</u> (税負担)	<u>8. 2%</u> (公的負担1割: 社会保険9割)	<u>8. 9%</u> (公的負担0.5割: 社会保険9.5割)	<u>6. 9%</u> (公的負担7割: 社会保険3割)
私的医療支出/GDP	1. 5%	1. 1%	2. 4%	2. 2%	<u>8. 3%</u>
医療提供サイド					
医師の自由度 (地域、診療科の選 択、開業の自由、 競争性)	地域・診療科の選択や 開業は自由 医師の能力・経験に関 係なく、保険診療につ いて、一定価格での支 払いが保障	病院勤務医は公務員 一般家庭医の開業は、 偏在を防ぐため、 <u>地方 機関が目標を設定して 調整</u>	保険医(開業医)の開業 規制あり (保険医需要計画に基づ く、1990年末時点の状 況を基にした10の地域 ・14の診療科ごとの 定員あり)	研修医には、全国試験 に基づく、 <u>地域・診療 科の枠あり</u> 開業医は、 <u>セクター1 医師とセクター2医師 に区分</u> (前者は診療費の請求を 協約料金にのみ限定、 後者は協約料金以上の 請求可)	専門医制度における資 格の取得で診療科間の 医師数を調整 私的医療支出、即ち、 価格についても自由競 争が中心
医療の価格設定の あり方 (政府、保険者、民 間の関与度)	<u>公定価格</u> 診療所・病院の区別な く、中医協の決定を受 けて、厚生労働大臣告 示で決定	保健省予算を、国民健 康サービス(NHS)制度 内で配分 病院: ほとんどは国営 であり 予算制 一般家庭医: 国から人 頭払いの診療報酬(政 府が決定)等を受け取 る	<u>保険者との協約による 価格決定</u> 開業医: 連邦レベルの 委員会で統一評価基 準を策定 病院: 連邦又は州レ ベルにおける病院と疾 病金庫の契約による報 酬点数表と、患者当 たり定額の療養費	<u>保険者との協約による 価格決定が中心、公 的病院は予算で決定</u> 開業医: 全国疾病金庫 と医師組合が協約(報 酬)を締結 公的病院: 総枠予算 私的病院: 地方疾病金 庫と各病院の契約によ る患者一人あたり入院 料と協約方式による技 術料	民間保険は、保険会 社が独自に医療保障プ ランを提供 公的医療(メディケア、 メディケイド): 保健 長官が診療報酬点数 を決定(メディケイド は一定範囲で州が定 めることも可)
医療需要サイド					
患者の自由度 (医療へのフリーア クセス度)	<u>フリーアクセス</u>	<u>患者の選択の自由なし</u> 地域ごとの登録制に よる、ゲートキーパー の役割を果たす一般 医が決められている	原則はフリーアクセ スただし、家庭医の受 診促進の観点から、 保険契約による病院 や専門医への受診抑 制策あり (近年、家庭医のゲ ートキーパー的な役 割も強化)	原則はフリーアクセ スただし、近年の制 度改正により、「かか りつけ医制度」が導 入され普及	患者の選択に、 <u>制 度的な制限はないが</u> 、保険内容により、 医療保険の給付に差 異があることが、選 択の事実上の(経済 的な)制約要因

(注1) 総医療／GDP及び公的医療費は2005年、私的医療支出／GDPは2006年。いずれも Health Data 2008(OECD)

(注2) 日本の「社会保険」は、医療保険による給付額の合計であり、財源としての公費負担もここに含まれている。なお、「公的負担」は、生活保護の医療扶助等の公費負担医療や母子保健等の補助金である。

(注3) (※)日本の[]内の税負担: 社会保険負担は国民医療費ベース

米国における医師報酬について

専 門	(in US \$)	家庭医 = 1
家庭医 Family Medicine	190,182	1.00
老年科 Geriatrics	179,344	0.94
小児青年科 Pediatric & Adolescent	193,964	1.02
内科 Internal Medicine	199,886	1.05
精神科 Psychiatry	206,431	1.09
リハビリテーション科 Physical Medicine & Rehabilitation	229,119	1.20
産科 Obstetrics	273,620	1.44
集中治療専門医 Intensivist	296,034	1.56
一般外科 General Surgery	337,595	1.78
麻酔科 Anesthesiology	352,959	1.86
心臓科 Cardiology	379,975	2.00
放射線介入診断 Diagnostic Radiology - Interventional	463,219	2.44

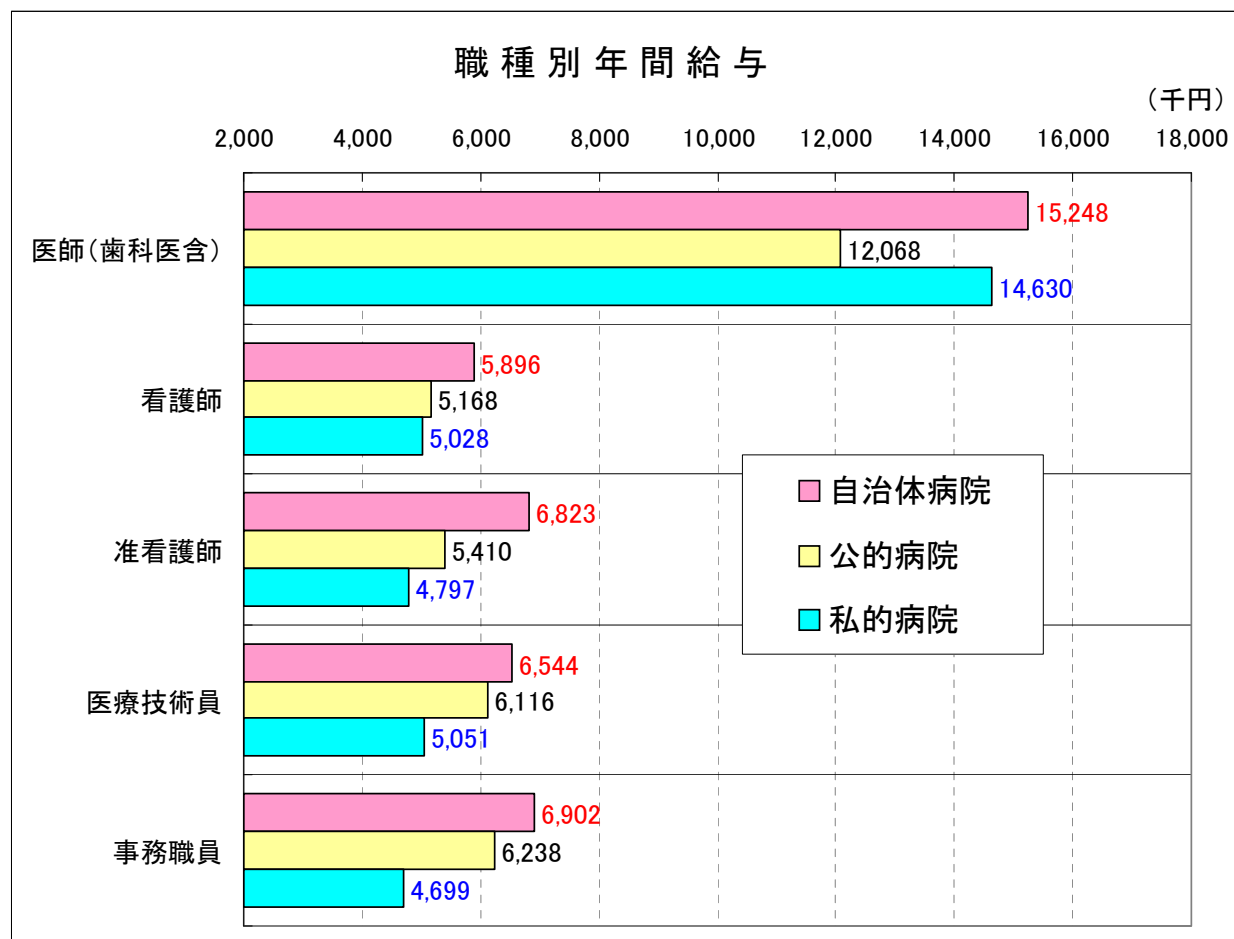
出典：米国医療団体協会（AMGA）2008年調査

※金額は平均値

（注）米国医療団体協会（AMGA）の調査における家庭医の定義は、内科、小児科、産科、婦人科、精神科、老人科など幅広い範囲の訓練を受けているとされている。

職種別年間給与

平成21年5月11日 財政制度等審議会
財政制度分科会財政構造改革部会
亀田隆明医療法人鉄蕉会理事長 提出資料

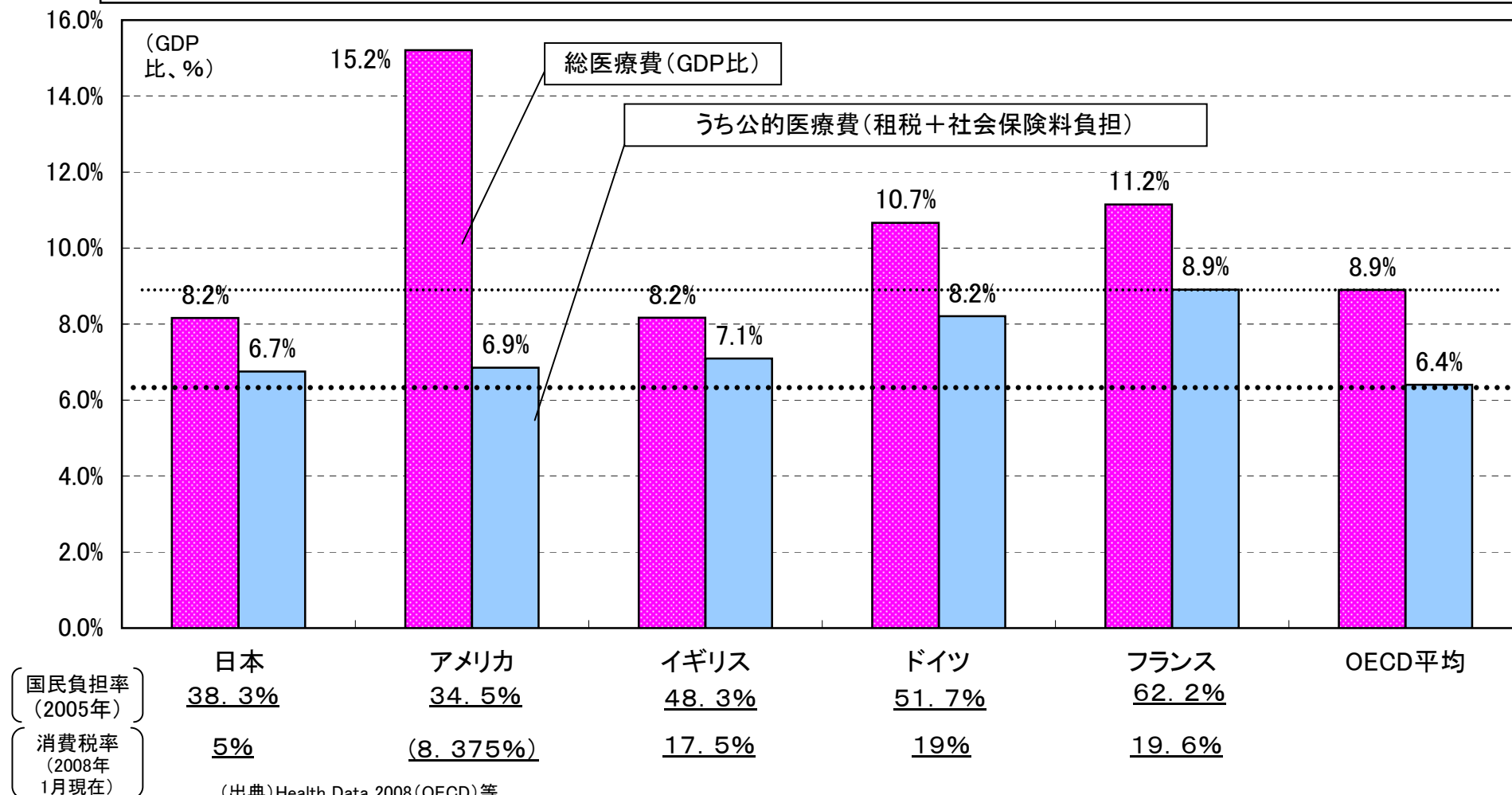


(注) 自治体病院(都道府県・指定都市・市町村・組合等)、公的病院(日赤・済生会・厚生連関係病院)、私的病院(医療法人・個人・公益・社会福祉法人等)

(出所) 総務省「地方公営企業年鑑(平成18年4月1日～平成19年3月31日) 第2編統計資料 第2章事業別 6. 病院事業 (13) 職種別給与(平均給与月額)に関する調」、全国病院経営管理学会「2008年版 病院給与・労働条件実態調査 2表-1 平成19年7月職種別所定内・外給与、第5表-4 平成18年年末賞与職種別一人平均支給額、第5表-5 平成19年夏季賞与職種別一人平均支給額」、これらを参考にして年間給与額を試算した。

総医療費と公的医療費の対GDP比の国際比較(2005年)

- 日本の総医療費は、OECD平均を下回っており、主要国と比較すると大きく下回っている。
- 一方、公的医療費は、国民負担率が主要国より極めて低いにも関わらず、主要国をやや下回る程度の水準。



(出典) Health Data 2008 (OECD) 等

(注1) OECD平均はOECD各国の値(2005年)の単純平均である。

(注2) 公的医療費とは、総医療費のうち公費負担及び社会保険で賄っている部分。

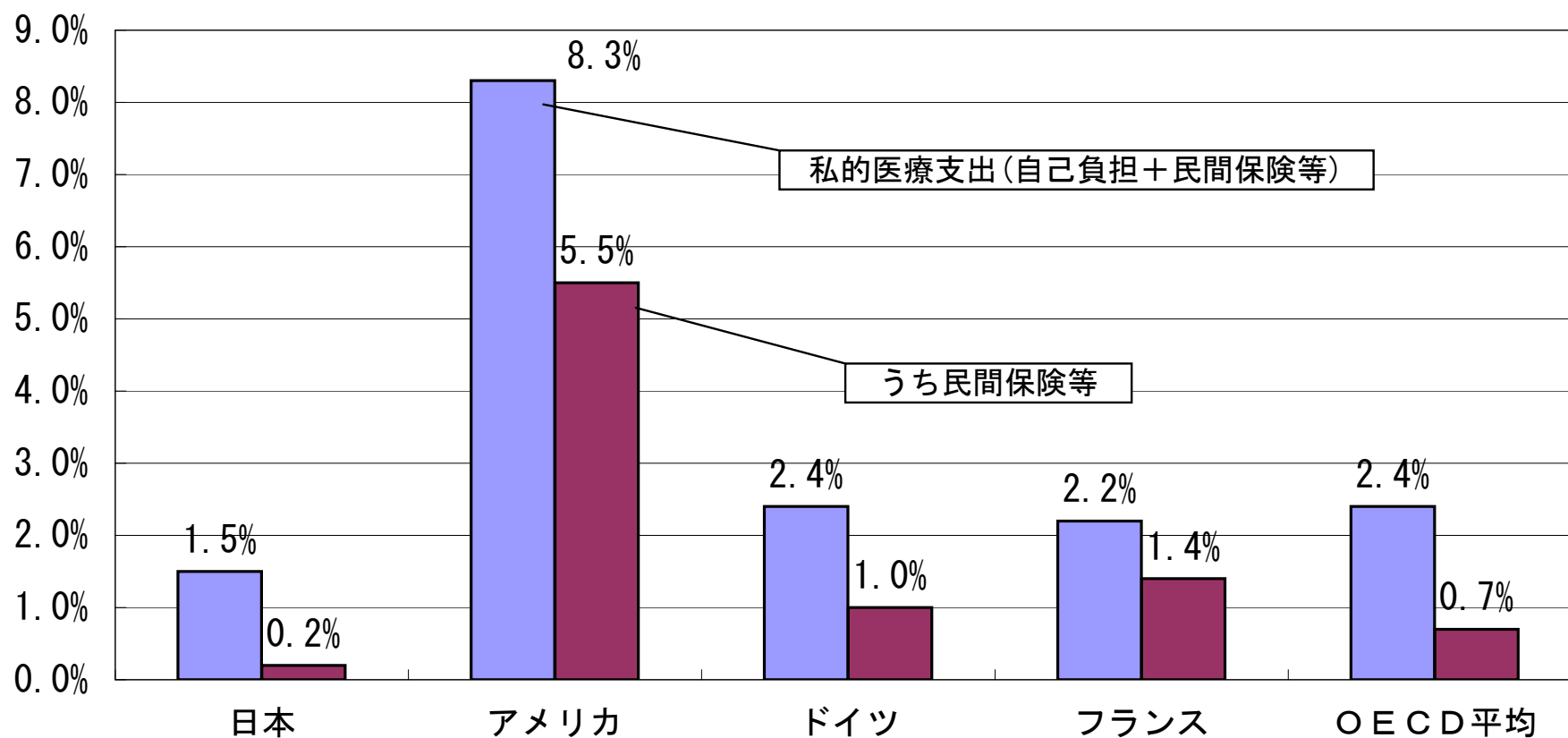
(注3) OECDの「総医療費」には、厚生労働省の「国民医療費」の他、介護費用の一部、正常分娩費及び一般薬の費用等が含まれている。

(注4) アメリカの消費税率はニューヨーク市の場合(州・郡・市が小売上税をそれぞれ賦課)

(注5) イギリスにおける不可価値税は15%に一時的に引下げられている。(2008.12.1～2009.12.31の13ヶ月間の時限措置)

私的医療支出のGDP比の国際比較(2006年度)

○ 日本における私的医療支出(自己負担+民間保険等)の対GDP比は、主要国やOECD平均と比べて大きく下回っており、特に、民間保険等の割合は極めて小さい。



(出典) 「Health Data 2008」 (OECD)

国民皆保険を守るための財源

日本医師会は、消費税などの新たな財源の検討、国の支出の見直しの継続、公的医療保険料の見直し—の3つを同時並行で進め、財源を確保することを提案する。

消費税などの新たな 財源の検討

安定財源として期待できるが、以下の点について整理が必要

- ① 年金、医療、介護をどの程度、消費税でまかなうのか？
- ② 社会保障の国と地方の役割、消費税の国と地方の配分
- ③ 医療機関における控除対象外消費税の問題

国の支出の見直しの継続

- ① 特別会計の決算を重視し、剰余金が発生しづらい仕組みに。剰余金が発生した場合には、原則一般会計へ繰り戻し。
- ② 独立行政法人整理合理化計画のフォロー

公的医療保険料の見直し

- ① サラリーマンは年収約2,000万円、国保は世帯所得500万円台で保険料が上限に。年収や所得にできるだけ比例した保険料に。
- ② 大企業の健保組合（保険料率73.90）、共済組合等（国家公務員平均64.34）の保険料率を協会けんぽ（82.00）なみにし、財政調整を。

過去の財政審「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70 歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

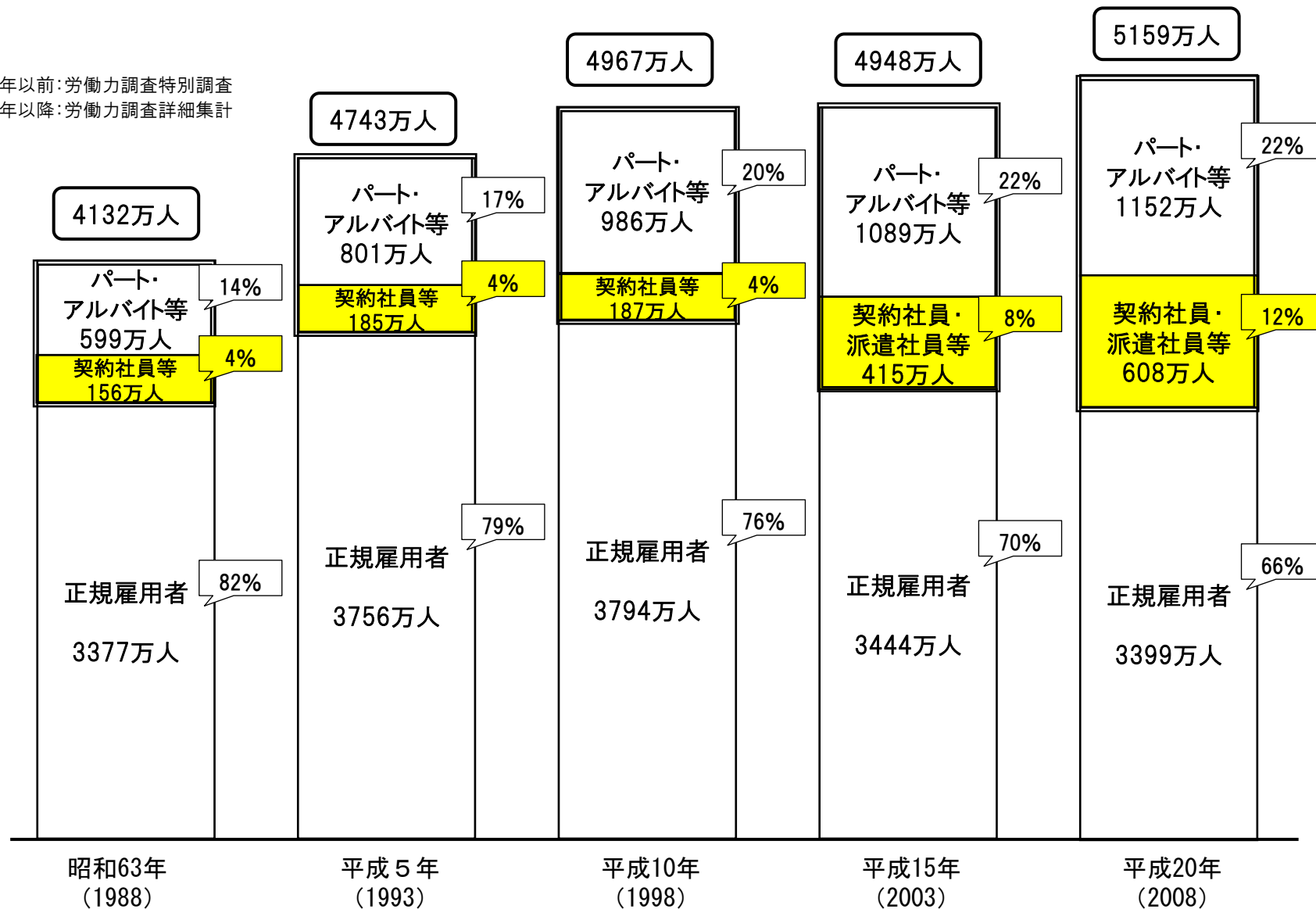
雇用形態別雇用者数の推移

- 非正規雇用者の割合が大きく増加(前回の金融不況時の10年前は全体の4分の1 → 現在は3分の1)。
- 特に契約社員・派遣業の割合は10年前の3倍(4% → 12%)に増加。

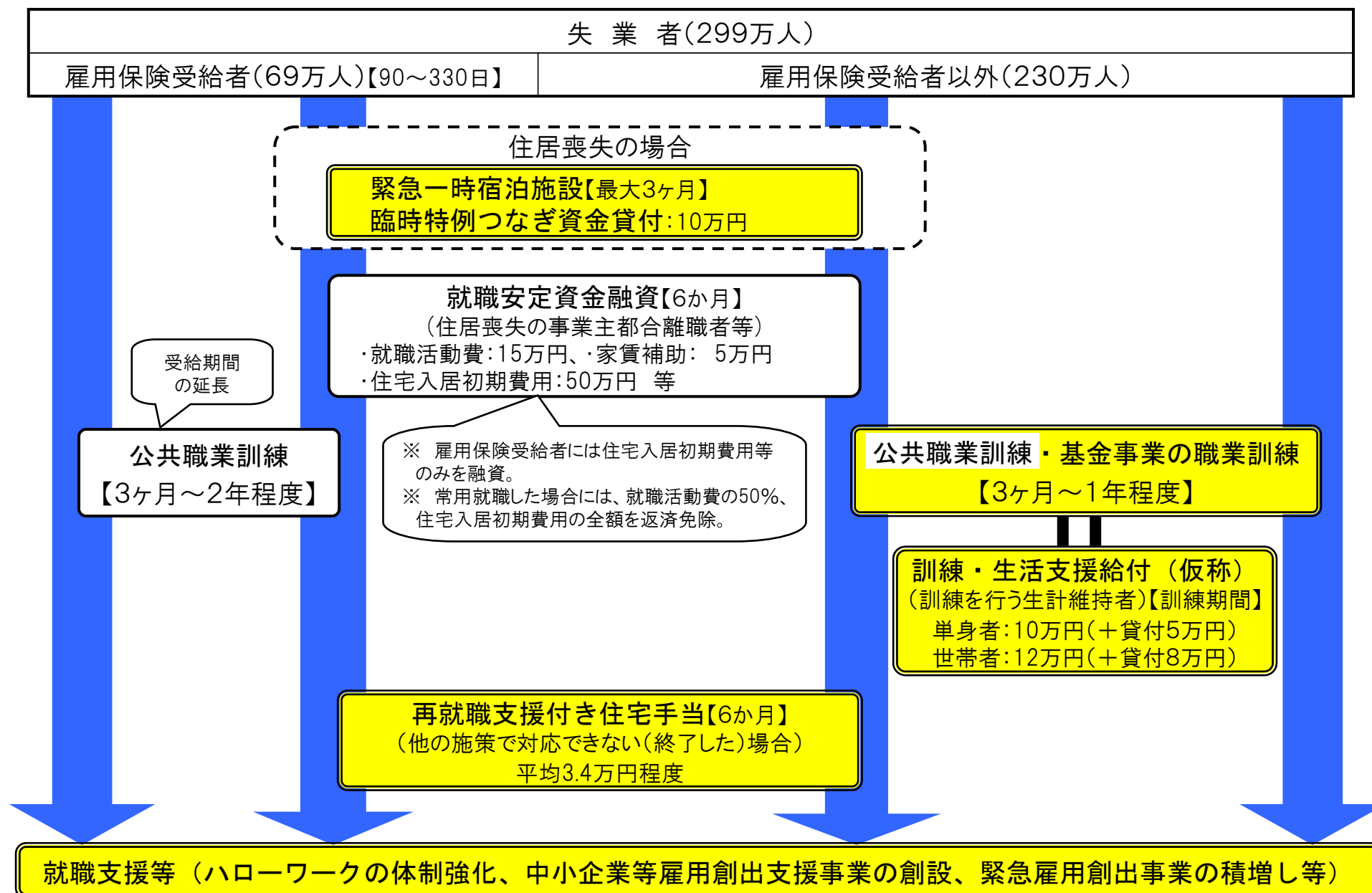
(出典)

平成10年以前: 労働力調査特別調査

平成15年以降: 労働力調査詳細集計

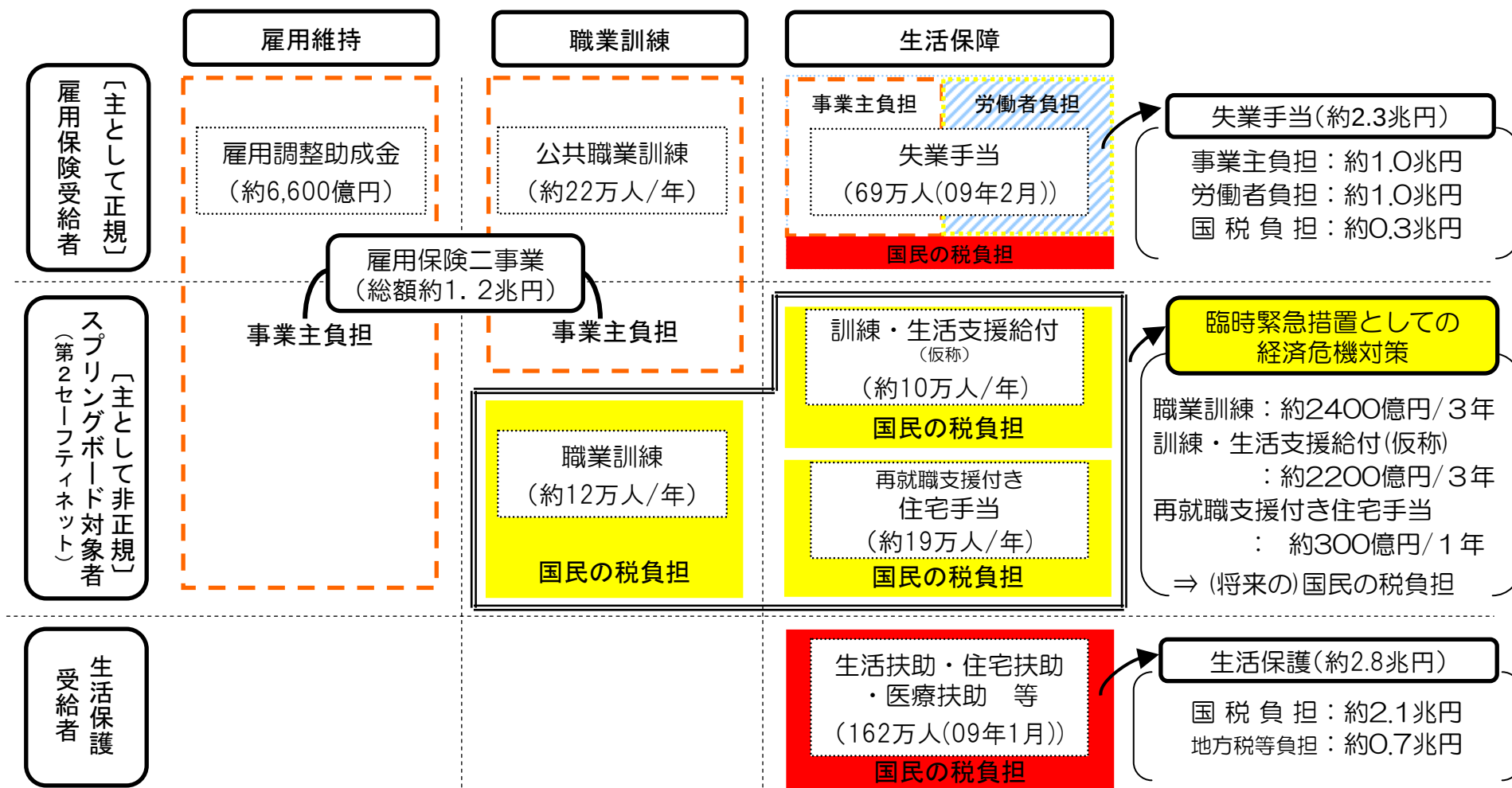


経済危機対策における雇用対策（能力開発・再就職支援）



雇用関係のセーフティネットに係る事業主等(=保険料)及び国(=国民の税負担)の役割分担

- 現在、正規労働者を中心とする雇用保険の財源は企業・労働者の保険料負担及び一部、国民の税負担。就職困難者を中心とする生活保護の財源は全額国民の税負担。
 - 失業者の中で、雇用保険の対象者以外(主に非正規労働者)が大幅に比重を増している現在の雇用環境下、経済危機対策では、これらの者の生活保障等のセーフティネットを、臨時緊急措置として、(将来の)国民の税負担で整備。
- ⇒ 将来的に非正規労働者の割合が相当高い雇用環境を前提とすると、雇用関係のセーフティネットについて、国民の税負担をどこに優先的に充てるべきか。また、企業及び労働者にどこまで責任を持ってもらうべきか。



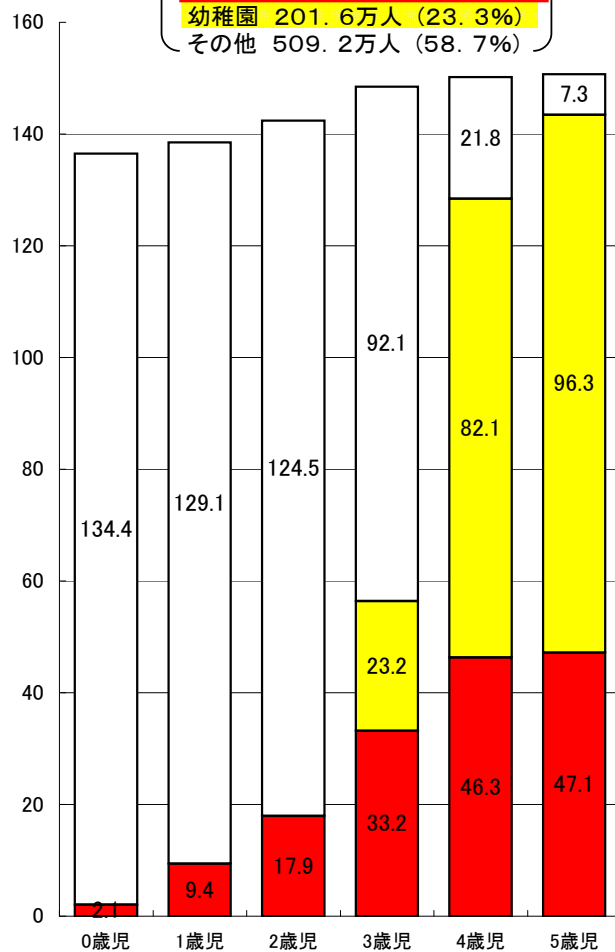
就学前児童の入所、入園の状況及びその推移

■ 保育所 ■ 幼稚園 □ その他

(単位: 万人)

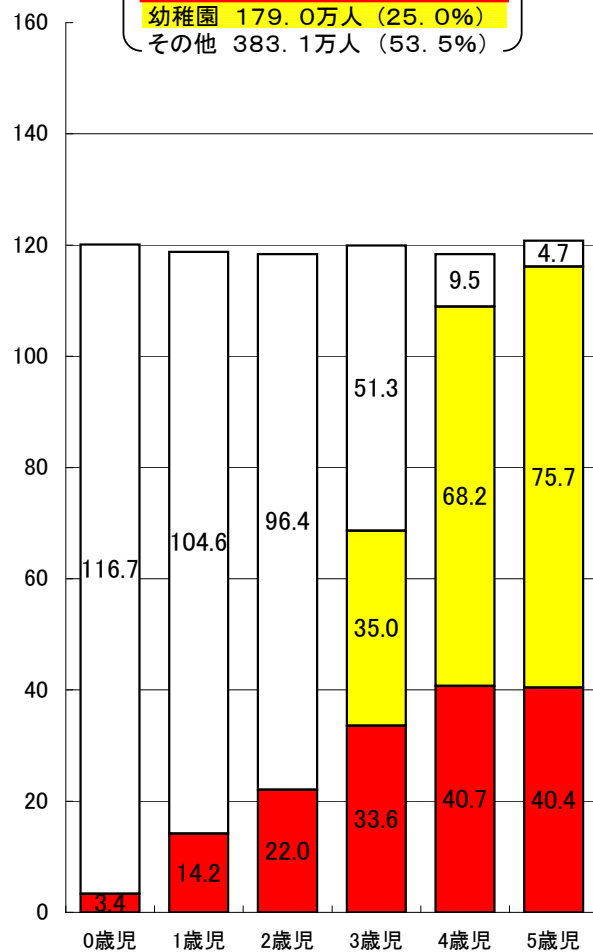
1987年度

人 口 866. 8万人 (シェア)
 保育所 156. 0万人 (18. 0%)
 幼稚園 201. 6万人 (23. 3%)
 その他 509. 2万人 (58. 7%)



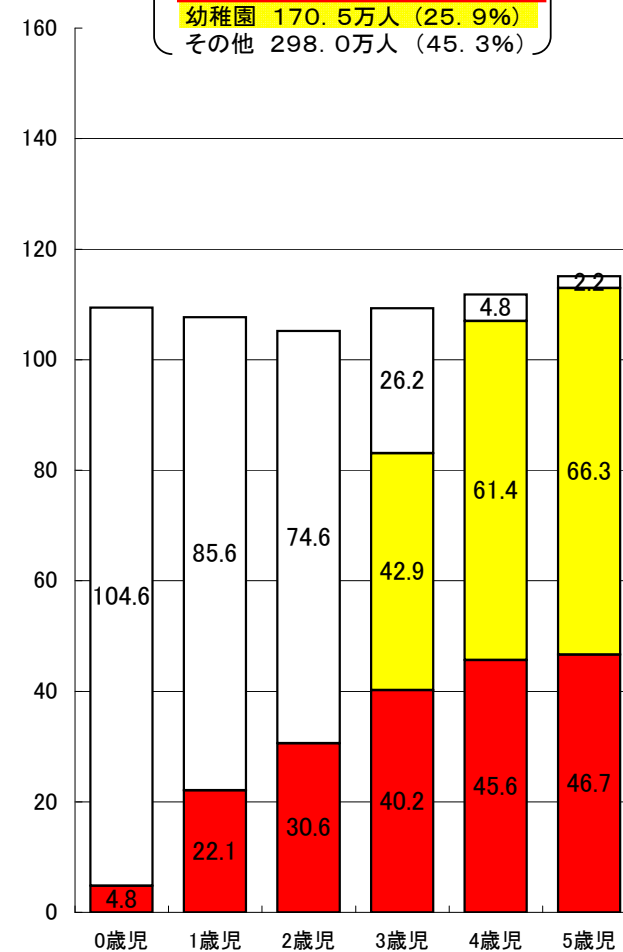
1997年度

人 口 716. 4万人 (シェア)
 保育所 154. 3万人 (21. 5%)
 幼稚園 179. 0万人 (25. 0%)
 その他 383. 1万人 (53. 5%)



2007年度

人 口 658. 5万人 (シェア)
 保育所 190. 0万人 (28. 9%)
 幼稚園 170. 5万人 (25. 9%)
 その他 298. 0万人 (45. 3%)



国・地方の税財源配分と歳出割合の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)		歳出純計の割合(%)	
	国税	地方税	国	地方	国	地方
1954 (S29)	71.8	28.2	60.4	39.6	35.5	64.5
1969 (S44)	67.6	32.4	51.5	48.5	32.4	67.6
1989 (H元)	64.2	35.8	45.8	54.2	38.4	61.6
2009 (H21)	55.5	44.5	40.8	59.2	41.1※	58.9※

(注1) 1989(H元)年度までは決算、2009(H21)年度は地方財政計画及び予算に基づく割合。

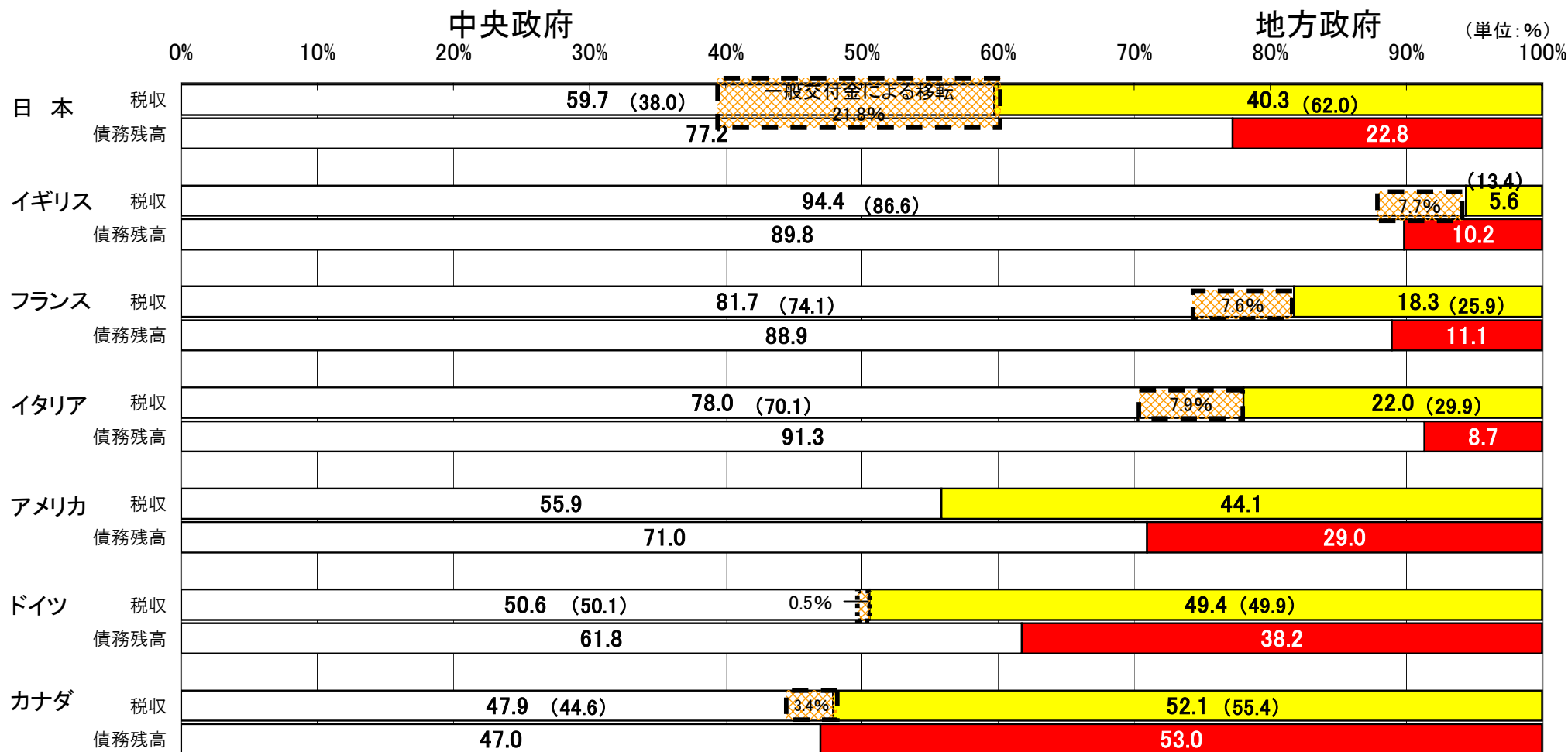
(注2) 「移転後実質的割合」は、地方交付税(法定率分)及び譲与税の移転後の税財源の割合。

なお、2009(H21)年度において地方法人特別税は、地方税として整理している。

(注3) 2009(H21)年度の「歳出純計の割合」については、2007(H19)年度決算の割合である。(地方財政の状況(平成21年3月)より)

G7諸国の税収・債務残高の国・地方の比率

- ① 地方の税収比率が高い国は、公的債務に占める地方の債務残高割合も高い傾向。
 ② 日本の公的債務に占める地方の債務残高割合は、英・仏などの単一国家の中では相対的に高いが、総税収に占める地方税の割合は、単一国家の中では著しく高く、連邦国家並み。

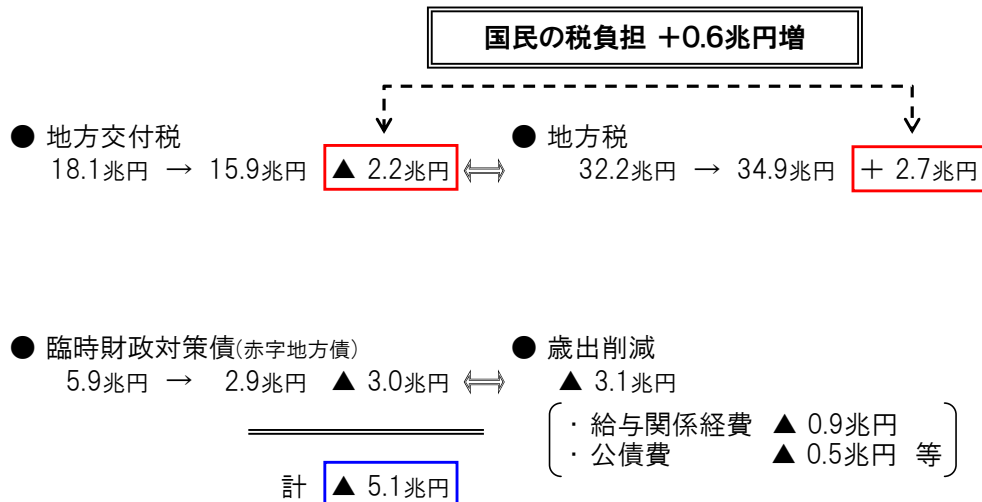


- 日本以外の各国の税収はOECD「Revenue Statistics 1965-2007」による2006年度の計数。債務残高はOECD「National Accounts vol.4 1996-2007」による2006年度の計数。
 なお、アメリカ、ドイツ、カナダの地方政府は、state governmentとlocal governmentの合計。
- 日本の税収は2006年度決算の計数。債務残高は「国民経済計算平成18年確報」（内閣府）による2006年度の計数を基に、交付税特会借入金地方負担分（33.6兆円）を中央政府債務残高から減額し、地方政府債務残高に加算している。
- 各国の「一般交付金」は以下の制度による2006年度の計数。（ ）内は、移転後の税収比。
 日本: 地方交付税+地方譲与税、英: 歳入援助交付金+事業用レイト、独: 連邦補充交付金、仏: 経常費総合交付金、伊: 付加価値税の州配分額、加: 平衡交付金+準州交付金。

三位一体改革以降の変化

- 交付税5兆円カットと言われているのは、地方交付税の減と臨財債の減を合計したもの。
- 2006(平成18)年度を2003(平成15)年度と比較すると、地方税の増加は、地方交付税の減を上回っている。
- 臨財債の減少については、臨財債は赤字地方債であり、歳出削減努力を通じて縮減していくべきもの。この間、国と歩調を合わせ、地方においても給与関係経費や公債費などの歳出削減を実施。

(2003年度) 平成15年度 ⇒ (2006年度) 平成18年度〔三位一体改革期間中〕

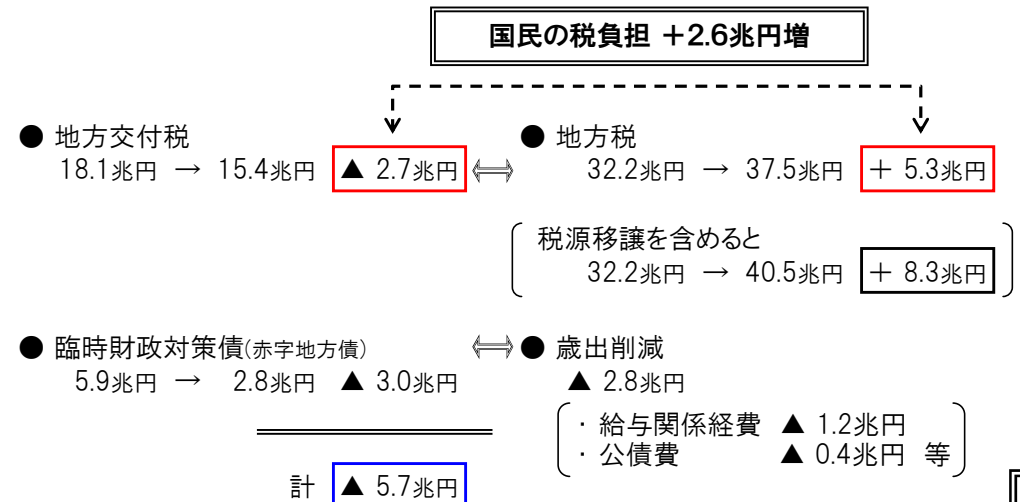


地方交付税の減は地方税の増でカバー。

赤字地方債の減は歳出削減(主として決算乖離是正)でカバー。

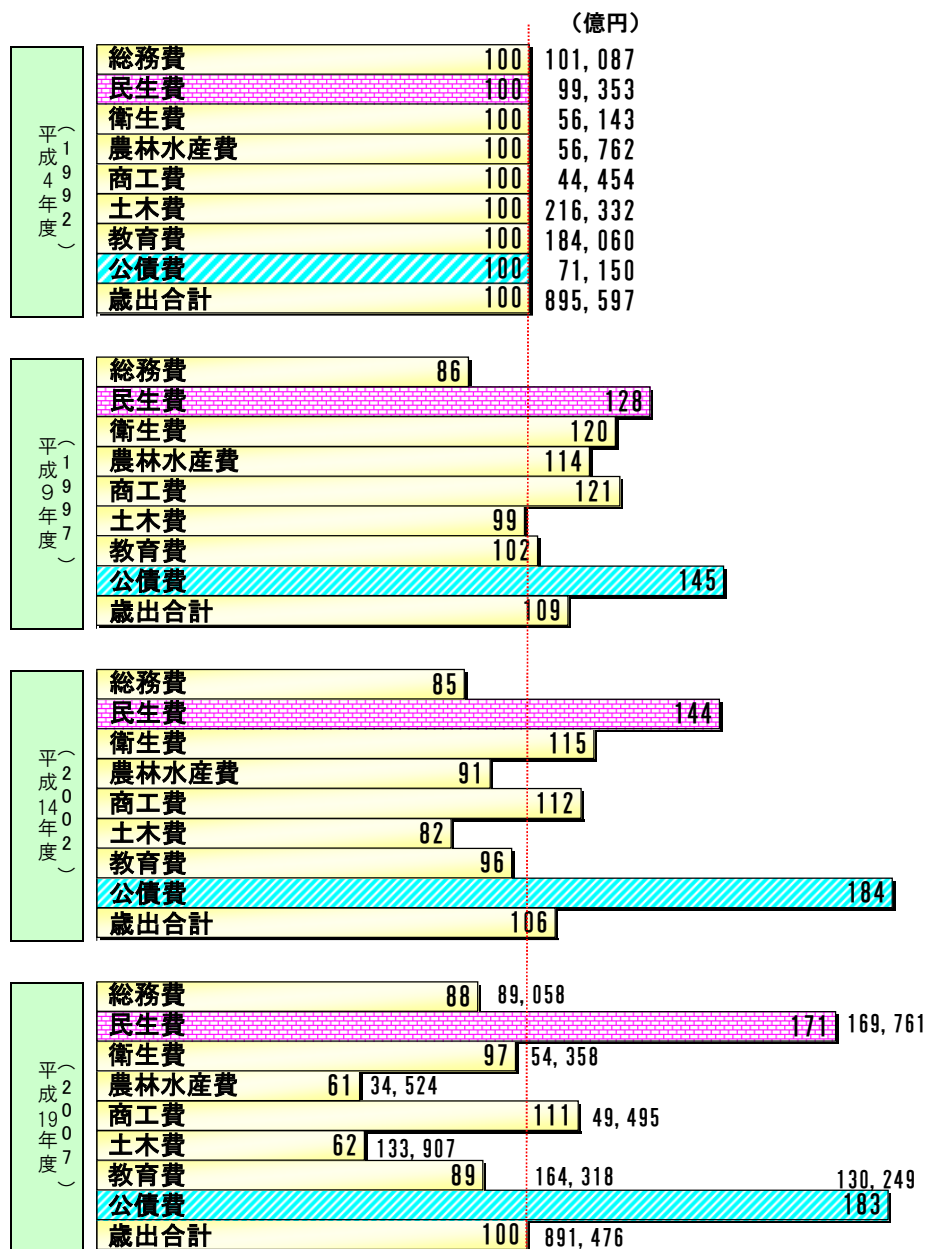
※ いずれも計数は、地財計画ベースである。

(2003年度) 平成15年度 ⇒ (2008年度) 平成20年度



地方交付税の減のみならず、赤字地方債の減も地方税の増でカバー。

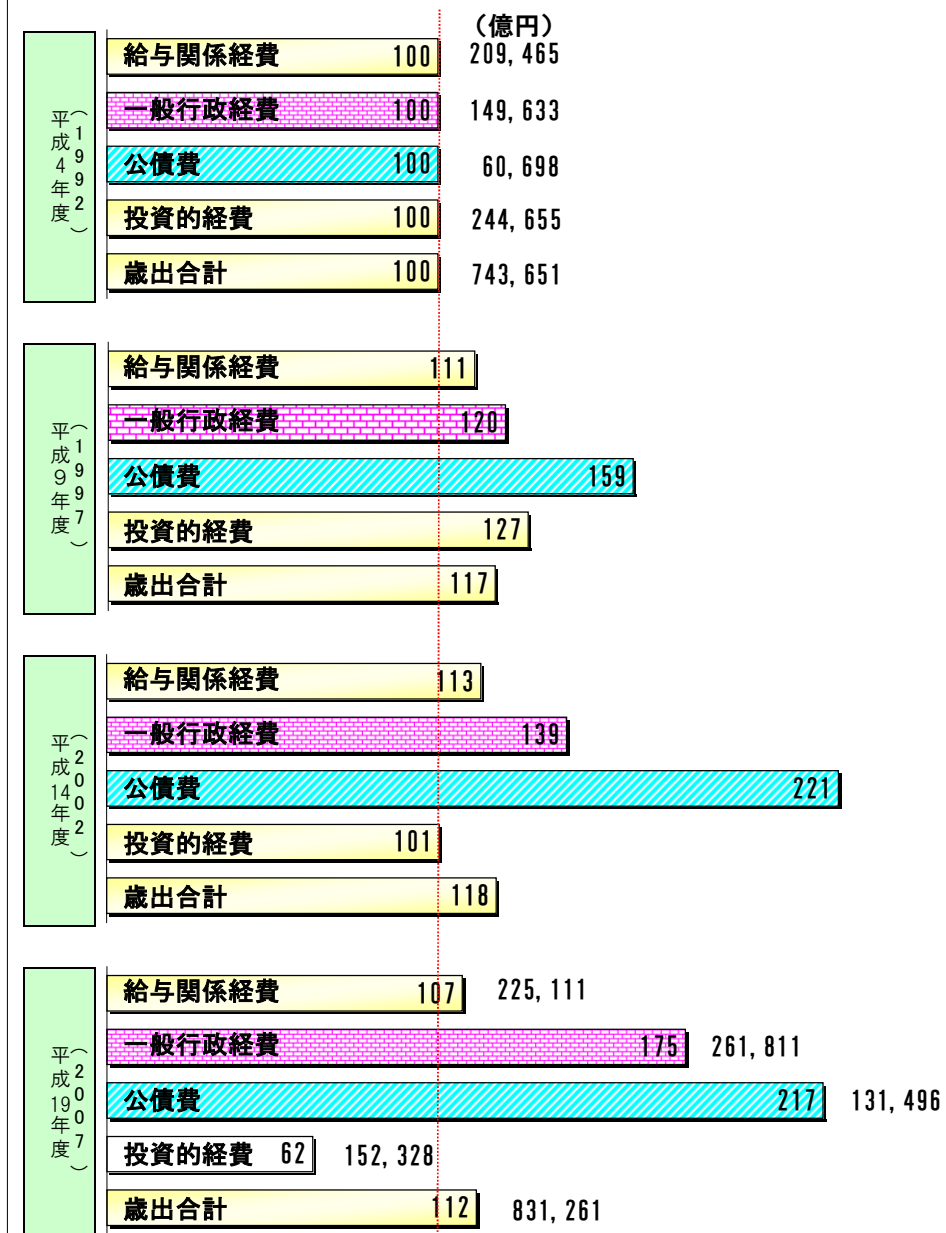
目的別歳出構成の推移（普通会計純計）



(出典) 地方財政の状況(総務省)

※ 各歳出項目について、1992(平成4)年度の決算額を100とし、各年度の決算額を指数化したもの

地方財政計画における各歳出項目の推移



※ 各歳出項目について、1992(平成4)年度の地方財政計画計上額を100とし、各年度の地方財政計画計上額を指数化したもの

超過課税の実施状況

(2007(平成19)年度決算)

		団体数	課税額(億円)	シェア
法人課税			5,189 (4,913)	91.2% (92.0%)
道府県税	道府県民税法人均等割	23 (15)	75 (62)	1.3% (1.2%)
	道府県民税法人税割	46 (46)	1,441 (1,326)	25.3% (24.8%)
	法人事業税	7 (7)	1,375 (1,295)	24.2% (24.3%)
市町村税	市町村民税法人均等割	398 (404)	146 (146)	2.6% (2.7%)
	市町村民税法人税割	1,016 (1,020)	2,152 (2,084)	37.8% (39.0%)
個人課税			135 (72)	2.4% (1.3%)
道府県税	道府県民税個人均等割	23 (16)	110 (72)	1.9% (1.3%)
	道府県民税所得割	1 (0)	25 (0)	0.4% (0.0%)
市町村税	市町村民税個人均等割	1 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)
	市町村民税所得割	1 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)
その他			364 (353)	6.4% (6.6%)
道府県税	自動車税	1 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)
市町村税	固定資産税	165 (163)	359 (348)	6.3% (6.5%)
	軽自動車税	23 (22)	5 (5)	0.1% (0.1%)
	鉱産税	10 (10)	0 (0)	0.0% (0.0%)
	入湯税	2 (2)	0 (0)	0.0% (0.0%)
合計			5,688 (5,338)	100.0% (100.0%)

(注) 1. 計数は、「決算カード」(総務省HP: <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)を単純集計したものである。

2. ()内の計数は2006(平成18)年度決算のものである。

3. 課税額における計数は、四捨五入によっているため、計と一致しない場合がある。

4. 東京23区における特別区民税収入額のうち超過課税分(2006(平成18)年度は約1,092億円)は計数に含まれていない。

5. 2007(平成19)年度より市町村民税のうち個人均等割及び所得割においても超過課税が実施されている。(夕張市)

※ 総務省 HP より

法定外税の規模（平成20年1月現在）

平成18年度決算額 560億円（地方税収額に占める割合 0.15%）

1 法定外普通税 [単位:億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、 石川県	224
核燃料等取扱税	茨城県	11
核燃料物質等取扱税	青森県	149
臨時特例企業税	神奈川県	63

計	15件	456
---	-----	-----

[市町村]

砂利採取税等	城陽市(京都府)、中井町(神奈川県)、山北町 (神奈川県)	0.4
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.6
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3

計	7件	13
---	----	----

合 計	22件	469
-----	-----	-----

2 法定外目的税 [単位:億円]

[都道府県]

産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本 県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海 道、山形県、愛媛県	65
-------------	--	----

宿泊税	東京都	13
-----	-----	----

乗鞍環境保全税	岐阜県	0.2
---------	-----	-----

計	29件	79
---	-----	----

[市町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)(*2)	0.2
環境未来税	北九州市(福岡県)	7
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	5
環境協力税	伊是名村(沖縄県)	0.0

計	4件	13(*3)
---	----	--------

合 計	33件	92
-----	-----	----

*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*2 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

*3 岐阜県多治見市の一般廃棄物埋立税(～平成18年度)0.4億円を含む。

*4 端数処理のため、計が一致しないことがある。

国と地方の税源配分等

1. 税源配分(2009(平成 21)年度)

	国	地方
租税総額の割合(%)	55.5	44.5
交付税等移転後実質的割合(%)	40.8	59.2
歳出純計の割合(%)	41.1	58.9

(注) 1. 「交付税等移転後実質的割合」は、地方交付税(法定率分)及び譲与税の移転後の税財源の割合。

なお、地方法人特別税は、地方税として整理している。

2. 「歳出純計の割合」は、2007(H19)年度決算ベース。

2. 税源偏在性(2007(平成 19)年度)

・ 個人住民税	3.0倍
・ 固定資産税	2.2倍
・ 地方消費税(清算後)	1.8倍
・ 法人二税	6.6倍

(注) 各都道府県別の人口1人当たり税収額を指数化(全国平均=100)し、最大の団体と最小の団体を比較したもの。

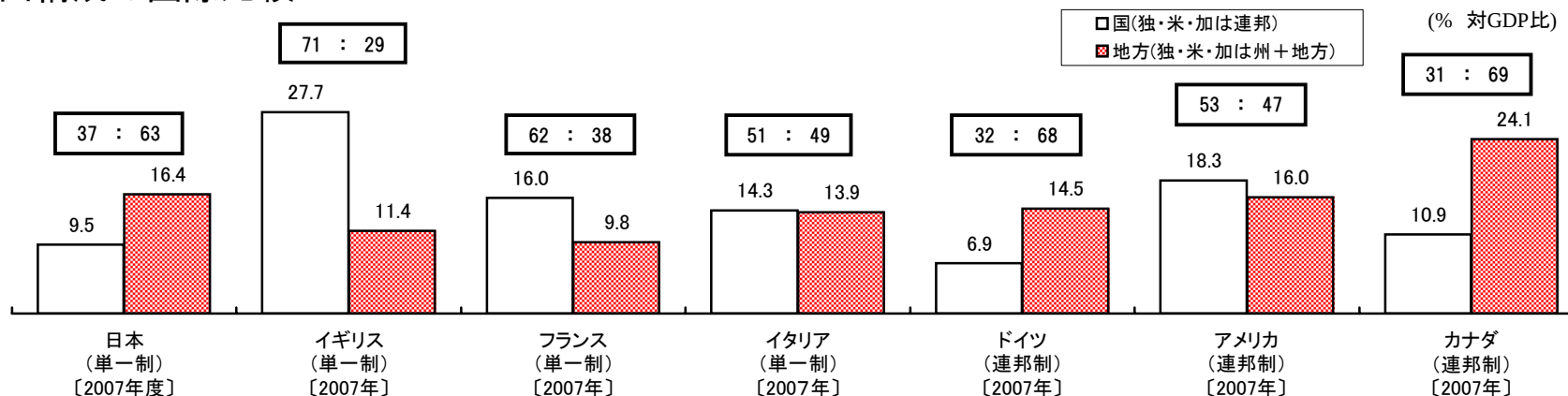
3. 地方税財源の種類と特徴

	地方が自由に税率を決定	地方が徴収	国が配分に関与しない	国が使途に関与しない
個人住民税	○	○	○	○
地方法人特別譲与税	×	○	○	○
地方消費税	×	×	○	○
地方交付税	×	×	×	○
国庫補助負担金	×	×	×	×

国と地方の財政規模（国際比較）

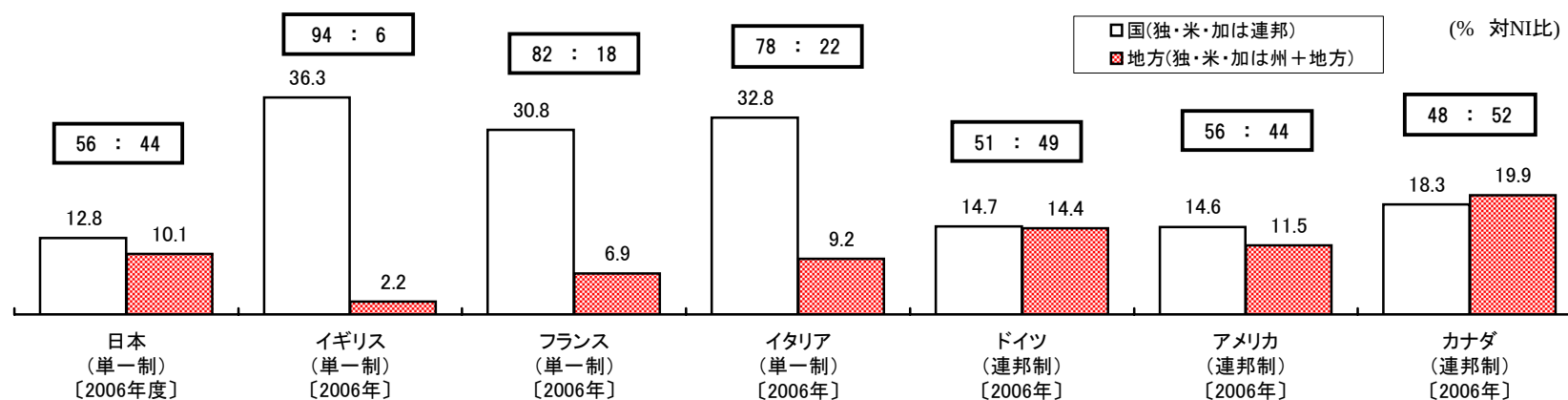
- ① 諸外国でも、国と地方との一定の役割分担を前提として、全国で一定水準の行政サービスを確保する等のために、国から地方への財政移転（特定補助金・一般補助金）が行われている。
- ② したがって、国税と地方税の割合は、国と地方の歳出の割合と一致しておらず、いずれの国も、国税の地方税に対する割合は、国の歳出の地方の歳出に対する割合よりも大きい。

（1）歳出構成の国際比較



(※) 日本は「国民経済計算平成19(2007)年度確報」(内閣府)に、諸外国はOECD「National Accounts vol.4 1996-2007」に基づき推計した計数。

（2）歳入構成の国際比較



(出典) 日本:平成21(2009)年度予算及び平成21(2009)年度地方財政計画 諸外国:OECD「Revenue Statistics 1965-2007」

※ドイツの連邦税と州税については、基本法における位置付けから実際の賦課徴収に至るまで、強い一体性が認められること等から、通常、州税は連邦税と併せて「国税」として扱われるが、本資料では、一般交付金の拠出側と被拠出側という観点から、連邦税とその他の税という形での整理を行っている。

地方税財源について

・地方税財源の種類と特徴(平成21年度、イメージ)

	地方交付税	地方法人特別譲与税 以外の地方譲与税	地方法人特別譲与税 (地方法人特別税)	地方消費税(1%)	地方消費税以外の 地方税
金額	11.8兆円 ¹	0.7兆円	2.6兆円 ²	2.5兆円	33.6兆円
国税／地方税	国 税	国 税	国 税	地方税	地方税
賦課徴収主体	国	国	地 方	国	地 方
課税自主権	無	無	無	無	有
財源の帰属	標準的歳出を賄えるよう 税收等財源不足に応じて交付	機械的基準により 各自治体に譲与	同 左	機械的基準により 自治体間で清算	賦課・徴収した 各自治体の収入
税收格差	税收格差を是正	小	小	小	大

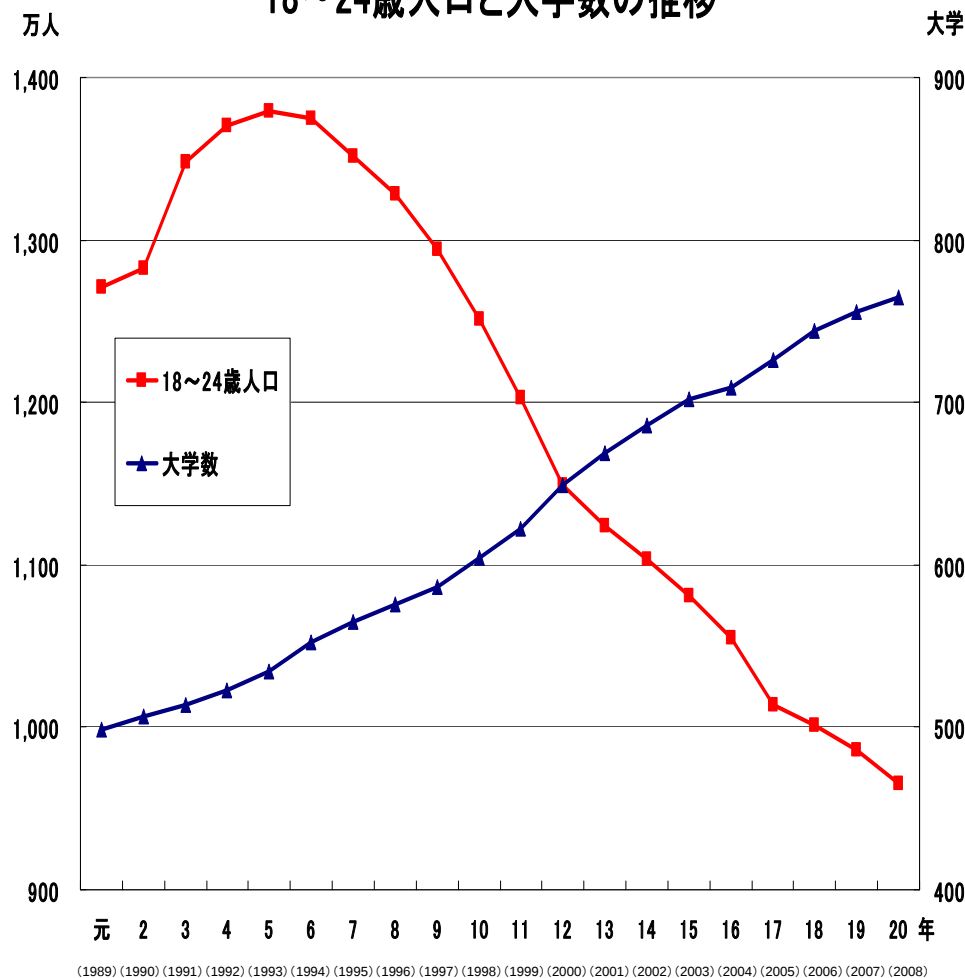
(注) 1. 地方交付税の法定率分(所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%)。

2. 制度創設時における見込額。21年度地財計画は初年度分0.8兆円。

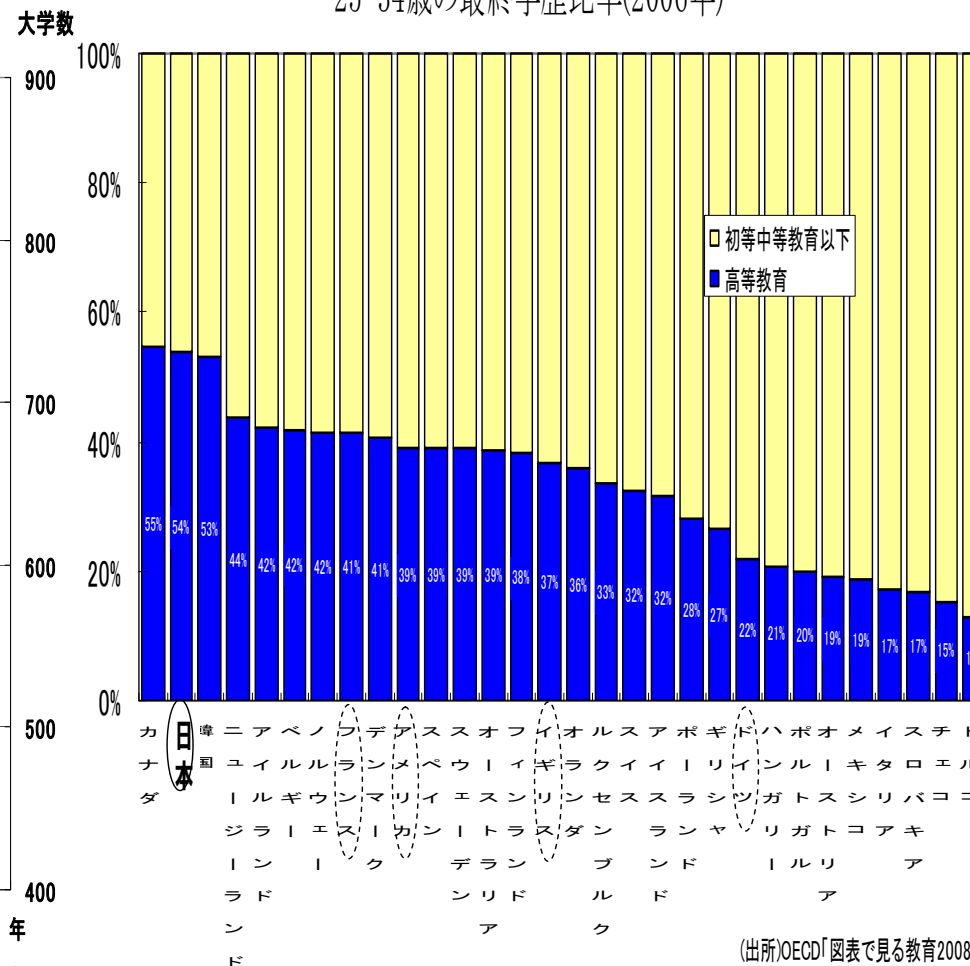
若者人口と大学数の逆転現象

- 若者人口は平成に入ってからピーク時の3分の2に減少。
- 一方で、規制緩和により大学の新設が大幅に認められ、大学数は増加の一途を辿っている。
- 既に、大卒者割合は先進国でトップクラス（OECD諸國中2位）。

18～24歳人口と大学数の推移



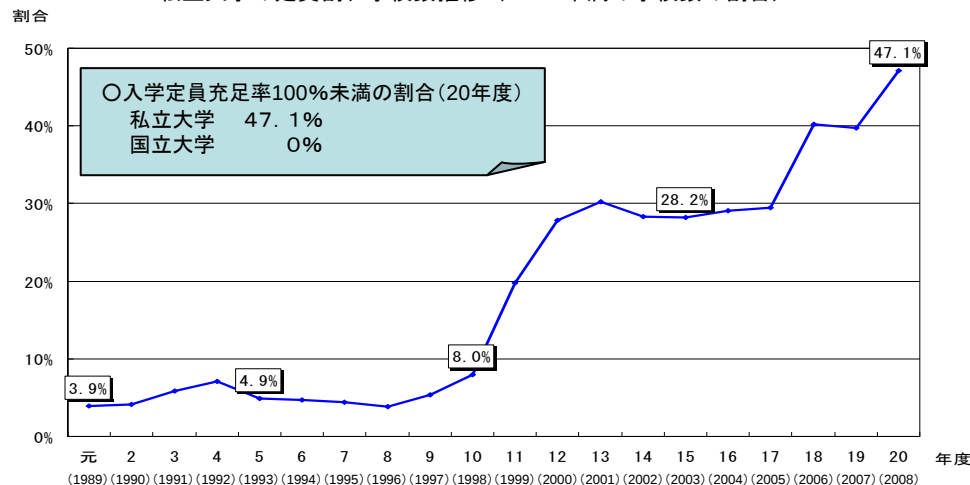
25-34歳の最終学歴比率(2006年)



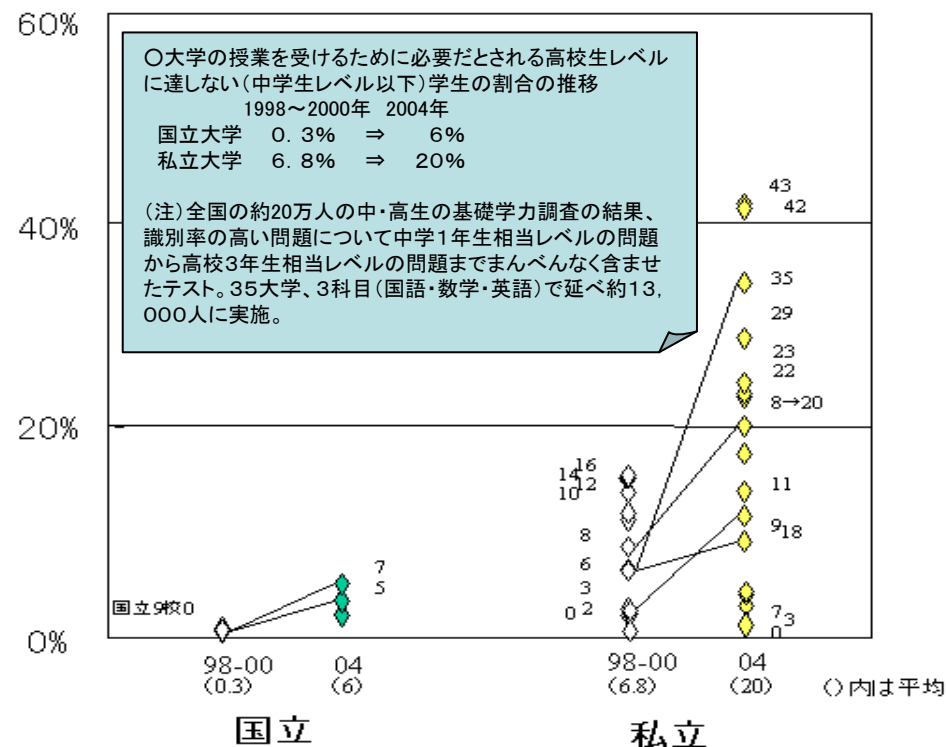
大学過剰が招いた定員割れと学力低下

- 私立大学の約半数は定員割れを起こしている。
- 国立・私立を通じて推薦入試・AO入試による入学者が増加。私大では50%が推薦・AOによる入学。
- 「中学生レベルの学力」の大学生が増えている。

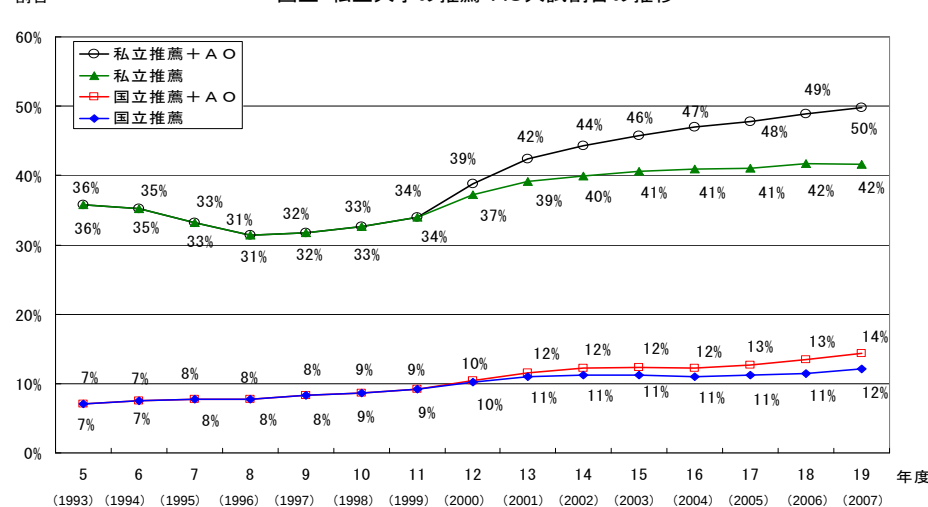
私立大学の定員割れ学校数推移（100%未満の学校数の割合）



大学生の日本語力における中学生レベル率の変化



国立・私立大学の推薦・AO入試割合の推移



収容率(入学者数／志願者数)は
92%(平成20年度)
(大学全入時代の到来間近)

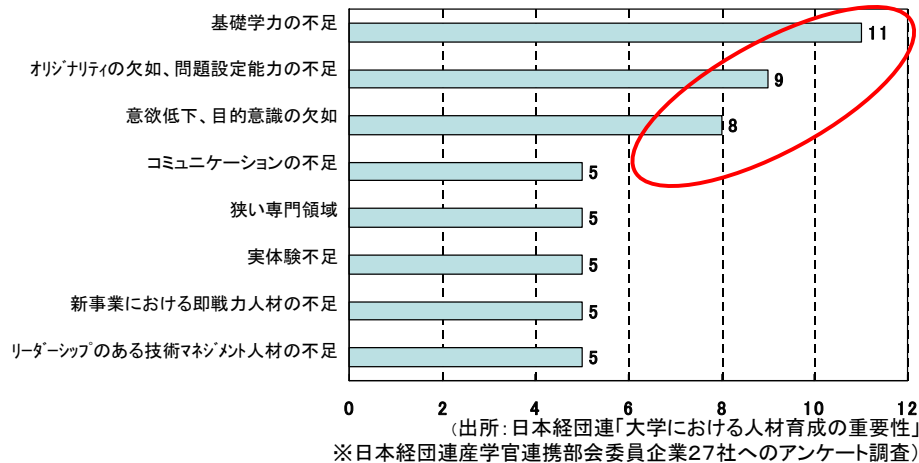
企業からの評価及び国際的な評価①

企業が求める能力と大学が養成している人材には乖離が見られる。

＜産業ニーズを捉えていない教育界＞

大学の人材育成について、産業界からは「基礎学力の不足」をはじめとした多くの問題点が指摘されているところ。

新卒を含む技術系人材に関する現状の問題点



＜産業界の声＞

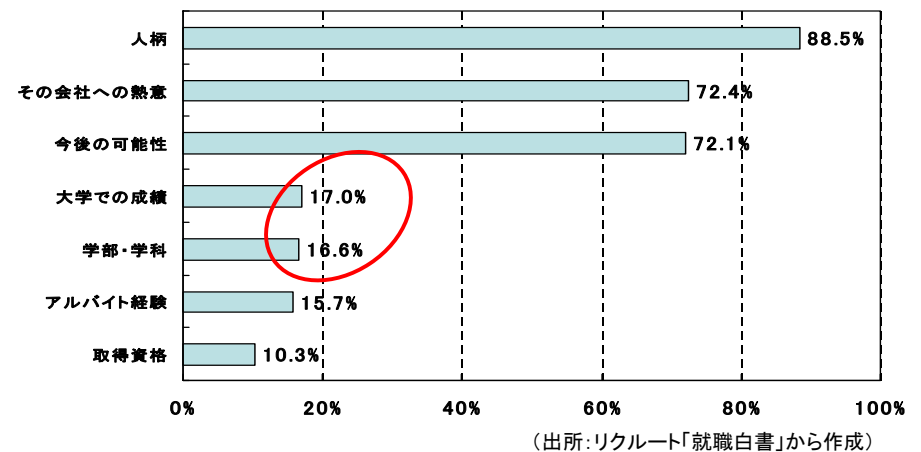
- ◆「インターンシップで米国有力大学の大学院生を使ったが、ある化成品を生産するプラントを設計せよという課題を与えると、単なるプラント設計だけでなく、エネルギー収支、コスト分析、特許分析などまで含めたトータル最適設計をしたレポートを作成。日本の大学生では考えられないレベルであり、教育システムの差で知っている範囲が全然違っている。」
- ◆「米国のドクターは知識ベースが広いのに比べて、日本はあまりに専門化・タコソボ化しすぎていて、テーマが変わると適合できない場合が多い。米国有力大学卒のドクターのエンジニアは、企業で即戦力となる広い知識を持っており、専門知識以外適応できない日本のドクターとは格差あり。」

(出所) 経済産業省ヒアリング

＜教育界の取組を重視しない産業界＞

他方、産業界は、人材採用にあたって「大学での成績」や「学部・学科」をあまり考慮していない。

採用基準で重視する項目(複数回答)



＜大学界の声＞

- ◆「学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、産業界は、それぞれの学位の種類に応じた取扱がなされるよう、十分に配慮すべきだ。例えば、博士課程の質的向上に関する大学の努力と博士号取得者に対する企業側の処遇・活用の努力とは、同時並行的になされなければ無意味。」
- ◆「大学は、自主性・自律性を備えた公共的な機関であり、その目的は、単なる職業人養成に止まるものではない。特にボリュームゾーンである学士課程教育は、自由で民主的な社会を支え、その改善に積極的に関与する市民、生涯学び続ける学習者を育むこと、知の世界をリードする研究者への途を開くこと等の重要な役割・機能を担っている。」

(出所) 文部科学省ヒアリング

企業からの評価及び国際的な評価②

国際的に見た日本の大学の評価はおしなべて低い。

世界大学ランキング

2008	2004	大学名	国籍
1	1	ハーバード大学	米国
2	8	イエール大学	米国
3	6	ケンブリッジ大学	英国
4	5	オックスフォード大学	英国
5	4	カリフォルニア工科大学	米国
6	14	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
7	34	ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン	英国
8	13	シカゴ大学	米国
9	3	マサチューセッツ工科大学	米国
10	19	コロンビア大学	米国
11	28	ペンシルベニア大学	米国
12	9	プリンストン大学	米国
13	52	デューク大学	米国
14	25	ジョンズ・ホプキンス大学	米国
15	23	コーネル大学	米国
16	16	オーストラリア国立大学	豪国
17	7	スタンフォード大学	米国
18	31	ミシガン大学	米国
19	12	東京大学	日本
20	21	マギル大学	カナダ

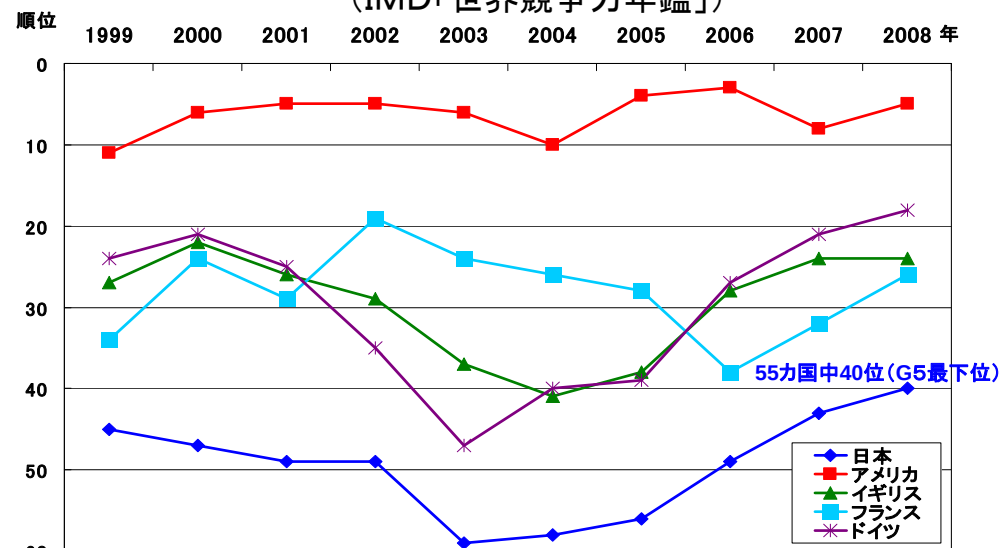
※トップ100に入るその他の日本の大学(2008)

25位: 京都大学 44位: 大阪大学 61位: 東京工業大学

※評価基準は、教員一人当たり論文引用数(20%)、学生一人当たり教員数(20%)、外国人スタッフ比率(5%)、留学生比率(5%)、ピアレビュー(40%)、リクルーターレビュー(10%)

(出所) The Times Higher Education Supplement (英国)

大学教育は、競争的な経済の要求を満たしているか (IMD「世界競争力年鑑」)



(注) 国際経営開発研究所 (IMD: International Institute for Management Development)

・数十カ国・地域を対象として各国の国際競争力について調査を実施。

・IMDが各種の統計データと独自のアンケート調査に基づき、それぞれの国において、企業の活動を支援する環境が、どの程度整っているか」という観点からランク付けを行っているもの。

世界研究機関ランキング

○総合……東大11位、京大30位、阪大34位、東北大64位、名大108位

○材料……東北大3位、阪大9位、東大16位、京大17位、東工大19位

○物理……東大2位、東北大9位、阪大22位、京大26位、東工大30位

○化学……京大4位、東大5位、阪大11位、東北大17位、東工大20位

○生物……東大3位、京大26位、阪大28位、名大85位、九大96位

※トムソン・ロイター社が、学術論文の引用動向データをもとに、1998～2008年の論文引用パフォーマンスを分析

国立大学法人化が目指したもの～護送船団方式からの決別～

遠山プラン（平成13年 文部科学省）

- 国立大学に民間的発想の経営手法＝**国立大学の法人化、大学外部評価の義務付け**（平成16年より施行）
- **国立大学の数的大幅な削減を目指す**
- **国公私「トップ30」を世界最高水準に育成**

国立大学法人化（第Ⅰ期 平成16～21年度）

- **第三者評価**を通じて、**競争的環境**を醸成し、**教育研究の質を向上**
- **業務の効率化** → 独立行政法人同様に**効率化係数▲1%**
- **自己収入**の増加のインセンティブの付与、**学生納付金（授業料等）**の一定程度の自由化
- **情報公開**による説明責任の確保

骨太の方針2006（平成18年 閣議決定）

- 国立大学**運営費交付金**について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比**▲1%**（年率）とする。

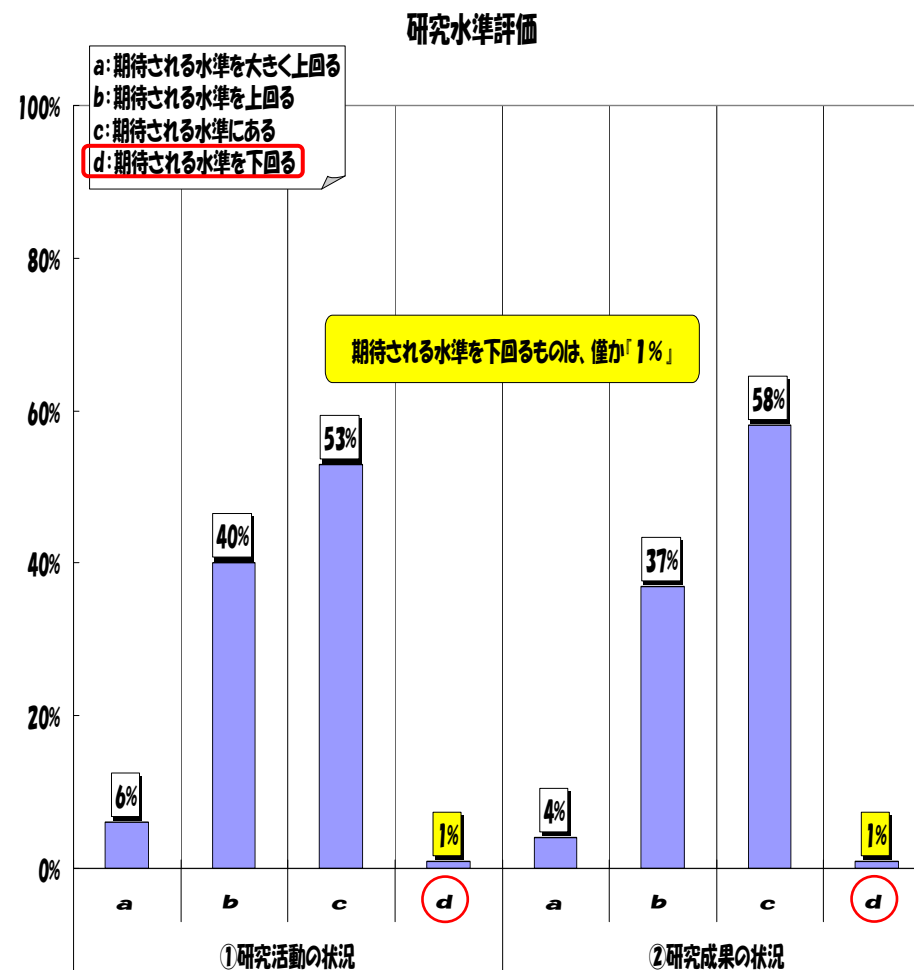
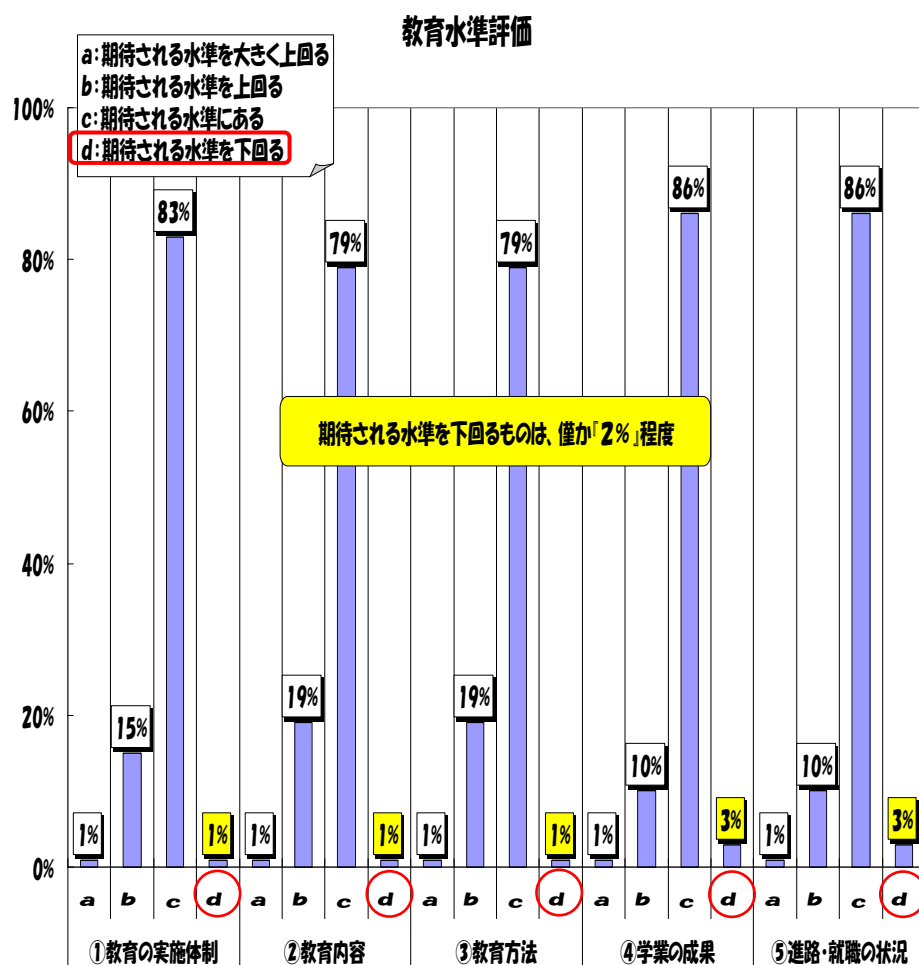
骨太の方針2007（平成19年 閣議決定）

- 文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画（平成22年度～）に向け、**各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方**の具体的検討に早期に着手し、平成19年度内を目途に見直しの方角性を明らかにする。
- 文部科学省は、運営費交付金の配分については、**①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現**する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。

国立大学法人第Ⅱ期（平成22～27年度）…次の6年間の方向性を年末までに実質決定

第三者評価は機能しているか①

第1期の各国立大学法人の評価結果には、ほとんど差異が見られない。



(出所) 独立行政法人大学評価・学位授与機構「国立大学法人等の中期目標期間に係る教育研究の状況(平成16年度から平成19年度)」の評価結果

第三者評価は機能しているか②

- 国立大学の教育研究評価を行う大学評価・学位授与機構の評価委員会は、8割(30名中24名)が大学関係者。
- 学生数、教員数といった外形的なものを除き、評価は定性的なものとなっており他大学との比較など客観性に欠けるのではないか。
- そもそも、中期目標の達成度に対する評価なので、中期目標自体をより具体的な内容として、客観的に評価可能なものとする必要。

◎例1 A大学人文学部の教育に関する現況分析結果

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、提出された現況調査表の内容では、必ずしも明確でないが、21世紀教育科目と専門教育科目から編成されることは社会的要請からもふさわしく、卒業に必要な単位数も適切である。専門教育科目についてはコア科目を指定するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生の多様なニーズや社会からの要請に応えるべく、履修科目に自由度があり、単位互換も進められている。留学プログラムによる海外提携大学が多く、かつ留学者数が多いなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人文学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、人文学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

◎例2 B大学工学部の研究に関する現況分析結果

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、人間環境・エネルギー分野のクイック水素ガス検知センサーの研究は、卓越した成果を上げている。また、偏波レーダーによる地球観測の研究も世界に誇ることができる卓越した研究である。ネットワーク上のロケーション理論、ナノ粒子からの新規機能性ハイブリッド材料開発も優れた評価を受けている。社会貢献では、地域住民との協働プロジェクトで、雁木を生かした町並み作りの取組が特徴ある活動である。所属教員の数に比べて成果が多いとはいえないが、相応の成果である。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

予算の配分は各大学の努力・実績を反映しているか

各大学に競争的に配分される特別教育研究経費でも、基礎的な運営費交付金と比べて配分シェアはそれほど大きく変わらない

○各大学の基礎的な運営費交付金シェアと特別教育研究経費または国公私補助金のシェアを比較した結果の上下各5校

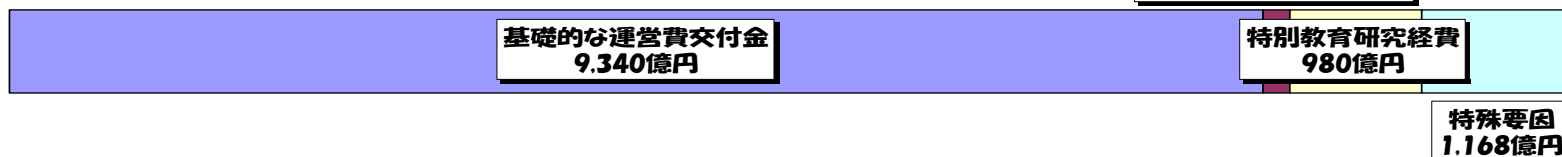
順位	法人名	特別教育研究経費		基礎的な運営費交付金		シェア差 (a)－(b)
		予算額	シェア(a)	予算額	シェア(b)	
1	東京大学	26,526,591	10.55%	436,467,275	8.02%	2.53%
2	大阪大学	15,330,575	6.10%	244,970,931	4.50%	1.60%
3	群馬大学	6,238,110	2.48%	61,147,683	1.12%	1.36%
4	東北大学	13,861,052	5.51%	256,272,148	4.71%	0.80%
5	熊本大学	5,286,806	2.10%	75,421,811	1.39%	0.72%
82	琉球大学	1,796,137	0.71%	66,455,850	1.22%	▲0.51%
83	東京工業大学	3,457,307	1.38%	121,684,993	2.24%	▲0.86%
84	広島大学	3,860,473	1.54%	142,932,550	2.63%	▲1.09%
85	神戸大学	2,529,748	1.01%	115,150,951	2.12%	▲1.11%
86	筑波大学	5,771,893	2.30%	202,752,385	3.73%	▲1.43%

(注) 予算額は、平成16年度から平成21年度の合計額

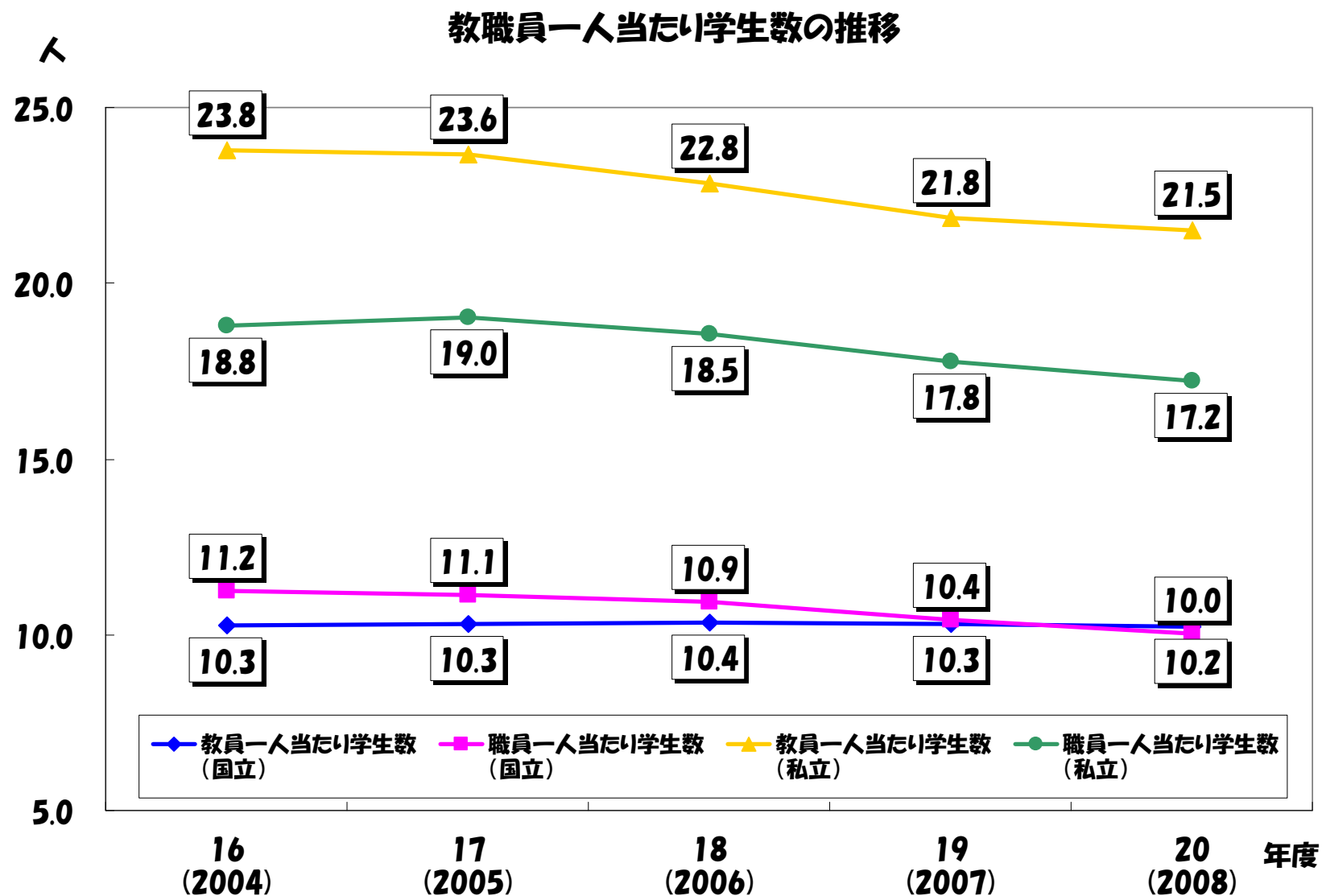
順位	法人名	国公私補助金受入額		基礎的な運営費交付金		シェア差 (a)－(b)
		配分実績額	シェア(a)	予算額	シェア(b)	
1	東京大学	18,063,982	13.20%	293,896,110	8.03%	5.17%
2	京都大学	13,957,340	10.20%	201,871,739	5.52%	4.68%
3	大阪大学	12,033,033	8.80%	164,747,816	4.50%	4.29%
4	東京工業大学	8,437,726	6.17%	82,066,391	2.24%	3.92%
5	東北大学	10,172,032	7.44%	172,429,565	4.71%	2.72%
82	新潟大学	885,415	0.65%	57,315,661	1.57%	▲0.92%
83	広島大学	2,328,457	1.70%	96,049,816	2.63%	▲0.92%
84	富山大学	446,989	0.33%	47,758,496	1.31%	▲0.98%
85	鹿児島大学	429,136	0.31%	56,211,775	1.54%	▲1.22%
86	筑波大学	2,575,303	1.88%	136,448,840	3.73%	▲1.85%

(注) 配分実績額及び予算額は、平成16年度から平成19年度の合計額

(参考) 平成21年度国大交付金予算額(1兆1,695億円)の内訳
(2009)



運営の効率化は進んでいるか①～国立大学は私立大学に比べ教職員の負担は少ない～



(出所) 文部科学省「学校基本調査」

(注) 大学の学生数を大学の教職員数(本務者)で除して算出している。

運営の効率化は進んでいるか②

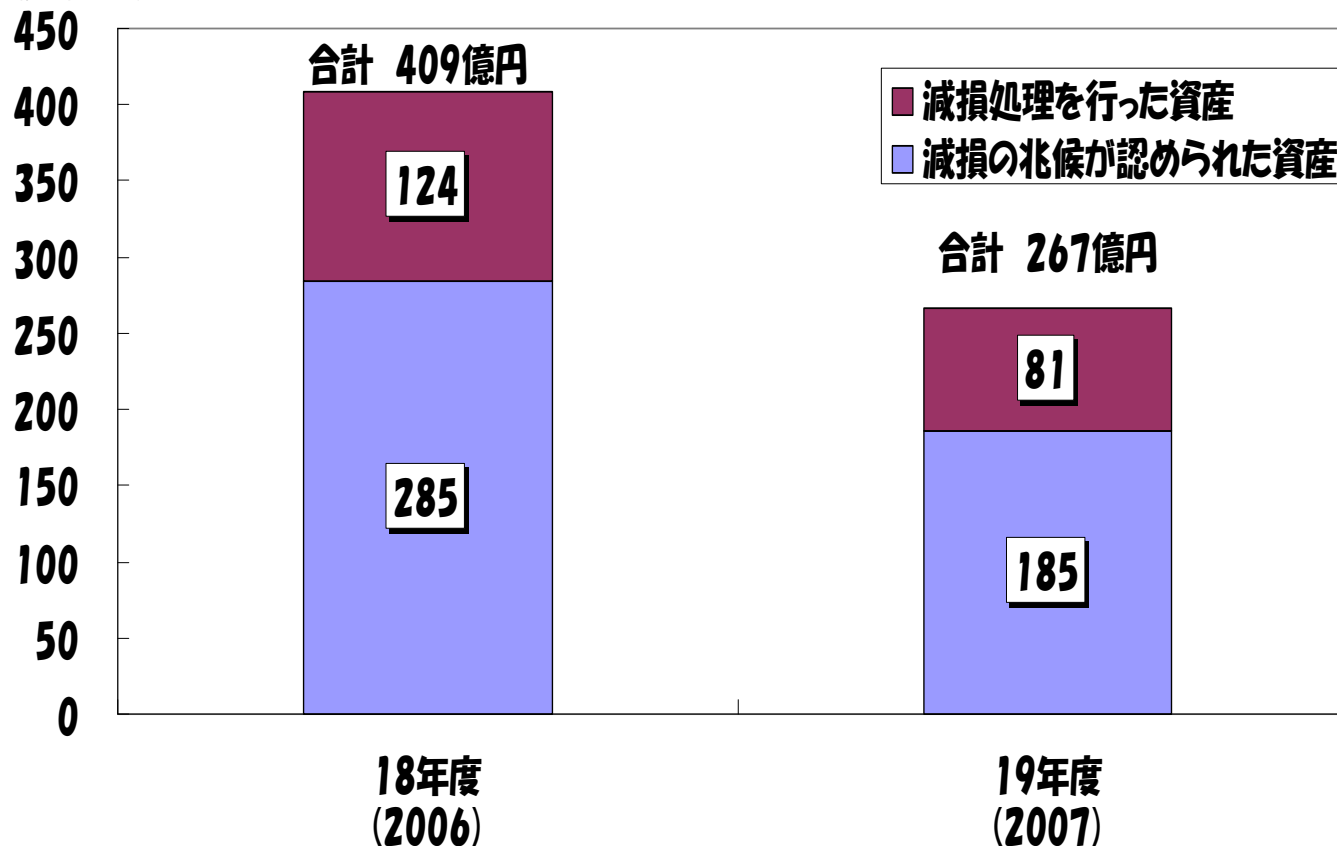
法人化以後、毎年度多額の決算剰余金が発生。ストックベースでは、約3,000億円の積立金等が累積。

		黒字法人	赤字法人
平成16年度 (2004)	決算剰余金 1,103億円	92法人	1法人
平成17年度 (2005)	決算剰余金 716億円	88法人	3法人
平成18年度 (2006)	決算剰余金 773億円	87法人	4法人
平成19年度 (2007)	決算剰余金 903億円	90法人	-
平成19年度 末時点 (2007)	積立金 1,167億円	目的積立金 931億円	決算剰余金 903億円

運営の効率化は進んでいるか③

- 平成16年度(2004)の法人化時、国から土地、建物等約7兆4,300億円を出資
- 平成18年度(2006)から適用された減損会計だけでも約300億円の遊休資産を認識

(単位:億円)



国立大学法人等における「減損」とは？

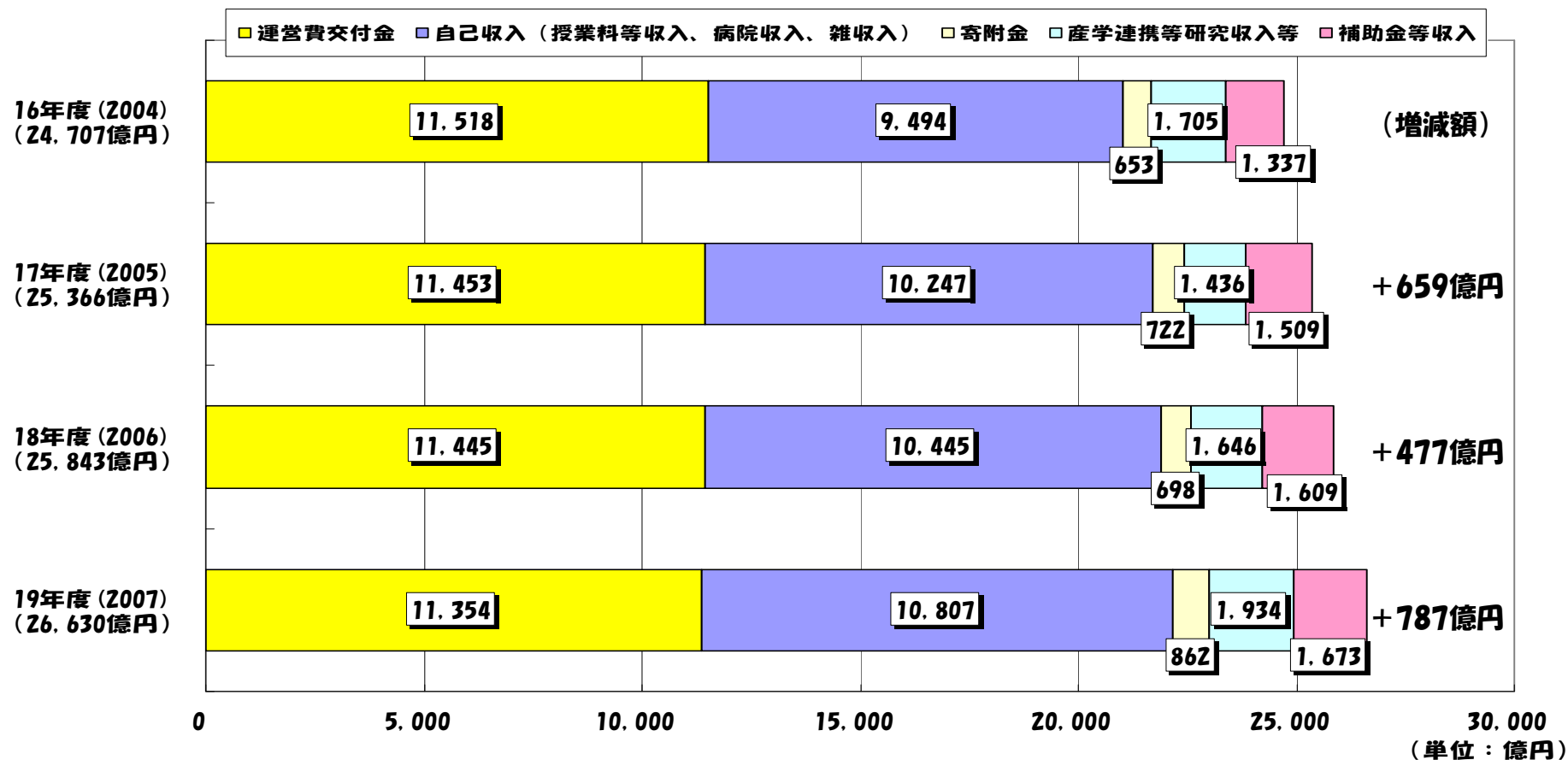
固定資産の大半が利用されずに遊休状態にあるなど、固定資産に期待されるサービス提供能力が著しく減少し、将来にわたりその回復が見込めないなどの状態。

- (注) 1. 各国立大学法人等の財務諸表を基に作成
2. 減損処理を行った資産の計数は、減損前の帳簿価額
3. 端数処理の関係で合計は一致しないものがある

自己収入増のインセンティブ付けの効果はあったか

運営費交付金は減少しているが、自己収入等の増加により、事業量は毎年度増加している。

国立大学法人（86法人）の事業費の推移



注1:「運営費交付金」、「自己収入」については、決算報告書の金額を記載している。

注2:「寄附金」については、財務諸表の附属明細書の金額を記載している。「産学連携等研究収入等」については、決算報告書の「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」から「寄附金」の額を控除した金額を記載している。

注3:補助金等収入（「大学改革推進等補助金」、「研究拠点形成費補助金」、「科学研究費補助金」等の直接経費）については、決算報告書及び財務諸表の附属明細書による。
なお、補助金に関する附属明細書は平成17年度より作成されているため、平成16年度については交付決定額を記載している。

注4:科学技術振興調整費は、「産学連携等研究収入等」の欄に含まれている。科学研究費補助金等の間接経費については、「自己収入（雑収入）」に含まれている。

注5:施設整備費補助金、船舶建造費補助金等は計上していない。

授業料の自由化の効果はあったか①

大学の規模、財務状況等にかかわらず、授業料は全大学、全学部でほぼ同じ

○授業料の設定ルール

- ◇文部科学省が省令において授業料標準額(535,800円)を定めている。
- ◇授業料標準額の120%(上限額)の範囲内で、各大学法人が独自に設定できる。
(19年度に限額を110%から120%に引き上げ)

○各国立大学法人の現状

- ◇**86大学のうち標準額と異なる授業料の額を設定しているのは5大学のみ
→標準額より15,000円安く設定(全て大学院)**
- ◇コストの高い理工学系、医学・薬学系でも同一の授業料

(参考)

私立大学の授業料(平均)(平成20年度)

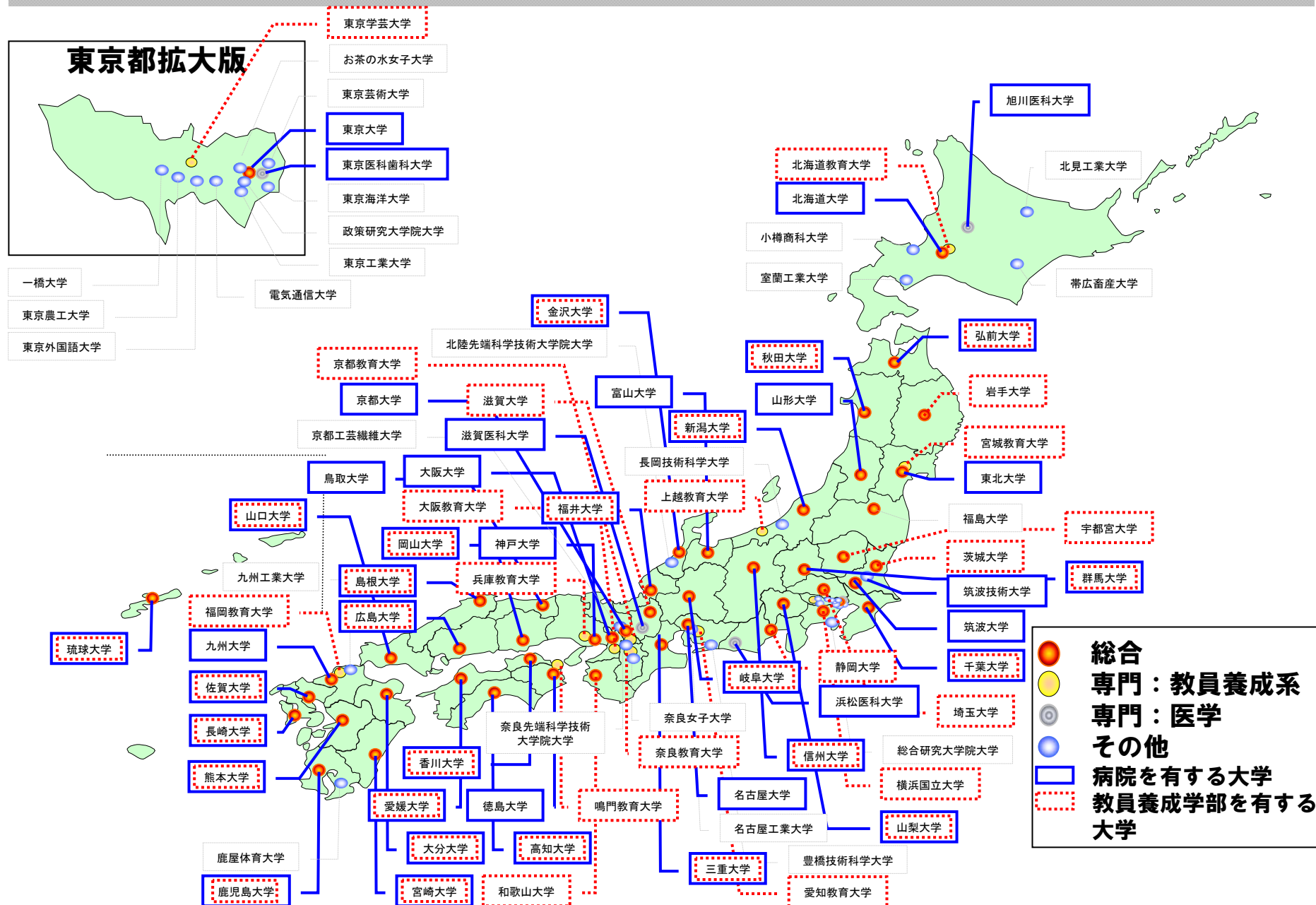
文科系	734,052円
理科系	1,037,073円
医歯系	3,034,564円
平均	848,178円

授業料の自由化の効果はあったか②(授業料の日米比較)

区 分		世界大学 ランキング	計 (年額)	授業料	その他	備 考
日 本	国立大学		53.6万円	53.6万円	-	
	私立大学		102.5万円	83.5万円	19.0万円	「その他」は施設整備費
	東京大学	19	53.6万円	53.6万円	-	
アメリカ合衆国	州立大学		6,399 ^{ドル} (68.9万円)	6,399 ^{ドル} (68.9万円)		「その他」は実験費、演習費等
	私立大学		26,954 ^{ドル} (290.4万円)	26,954 ^{ドル} (290.4万円)		
	ハーバード大学	1	32,097 ^{ドル} (345.8万円)	32,097 ^{ドル} (345.8万円)		
	シカゴ大学	8	32,265 ^{ドル} (347.7万円)	32,265 ^{ドル} (347.7万円)		
	マサチューセッツ工科大学	9	32,300 ^{ドル} (348.0万円)	32,300 ^{ドル} (348.0万円)		
	スタンフォード大学	17	31,200 ^{ドル} (336.2万円)	31,200 ^{ドル} (336.2万円)		

(出所) 文部科学省「教育指標の国際比較(平成21年版)」
The Times Higher Education Supplement(英国)

国立大学法人の再編・統合を推進すべきではないか①



国立大学法人の再編・統合を推進すべきではないか②

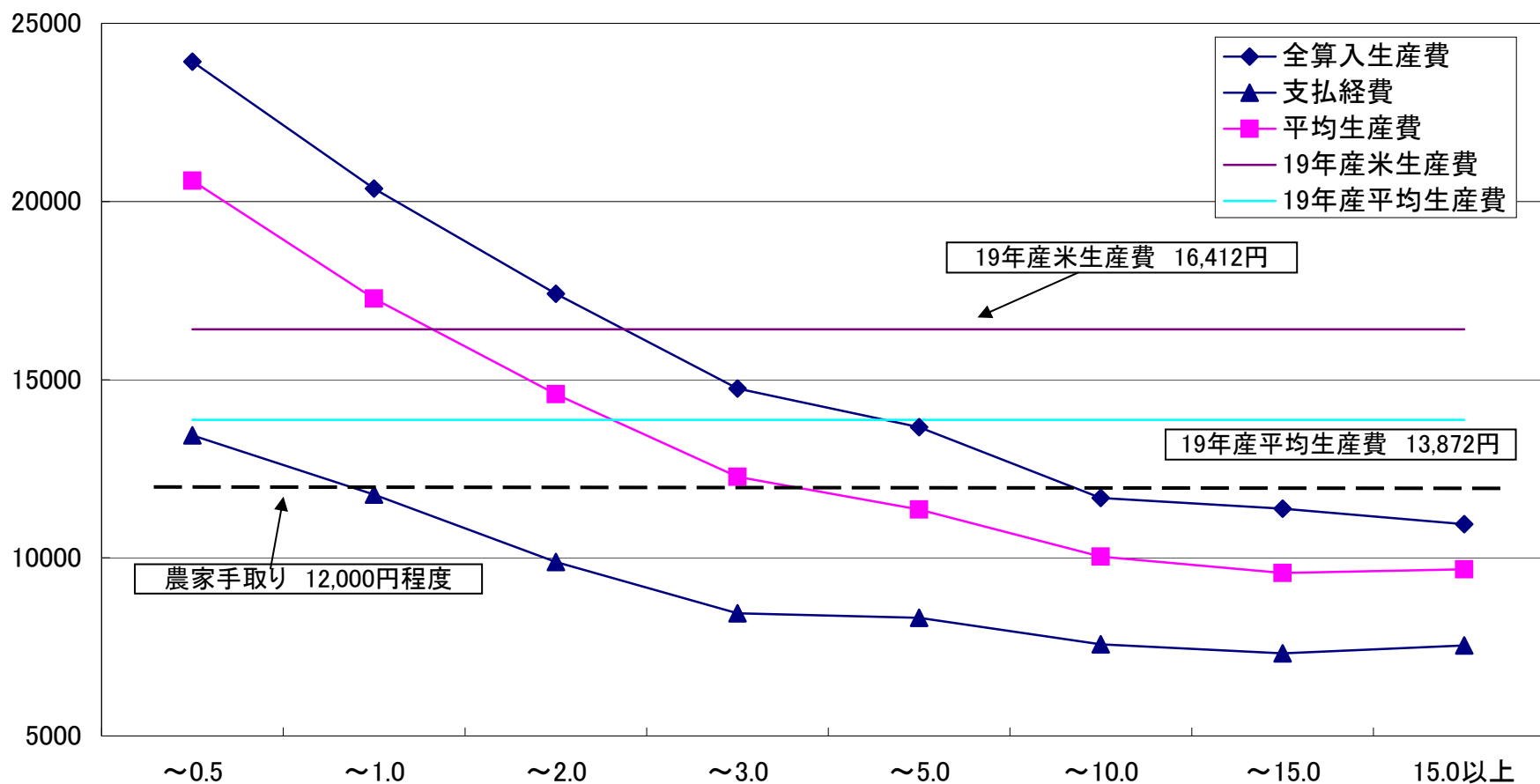
H21. 4. 1現在

86大学	総合 47	7学部以上	20	
		6学部	4	〔山形、静岡、香川、愛媛〕
		5学部	9	〔弘前、茨城、埼玉、岐阜、三重、島根、徳島、高知、佐賀〕
		4学部	8	〔岩手、宇都宮、群馬、横国、和歌山、鳥取、大分、宮崎〕
		3学部	4	〔秋田、※金沢、福井、山梨〕
		2学部	2	〔※福島、滋賀〕
	専門 33	教員養成系	11	〔北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育〕
		工学	10	〔室蘭工業、北見工業、東京農工②、東京工業③、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②〕
		医学	4	〔旭川医科、東京医科歯科②、浜松医科、滋賀医科〕
		社会	2	〔小樽商科、一橋④〕
		外国語	1	〔東京外国語〕
		芸術	1	〔東京芸術②〕
		体育	1	〔鹿屋体育〕
		海洋	1	〔東京海洋②〕
		畜産	1	〔帯広畜産〕
		障害	1	〔筑波技術②〕
		女子大学	2	〔お茶の水女子③、奈良女子③〕
		大学院大学	4	〔政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術〕
	その他 39			

・※は学群等制度を持つ大学
 ・○の中の数字は学部数
 ・下線は医学部を持つ大学

規模別の米生産費(平成19年産)

(円/60kg)



(注1) 全算入生産費 = (物財費 + 労働費 - 副産物価格) + 支払利子 + 支払地代 + 自己資本利子 + 自作地地代

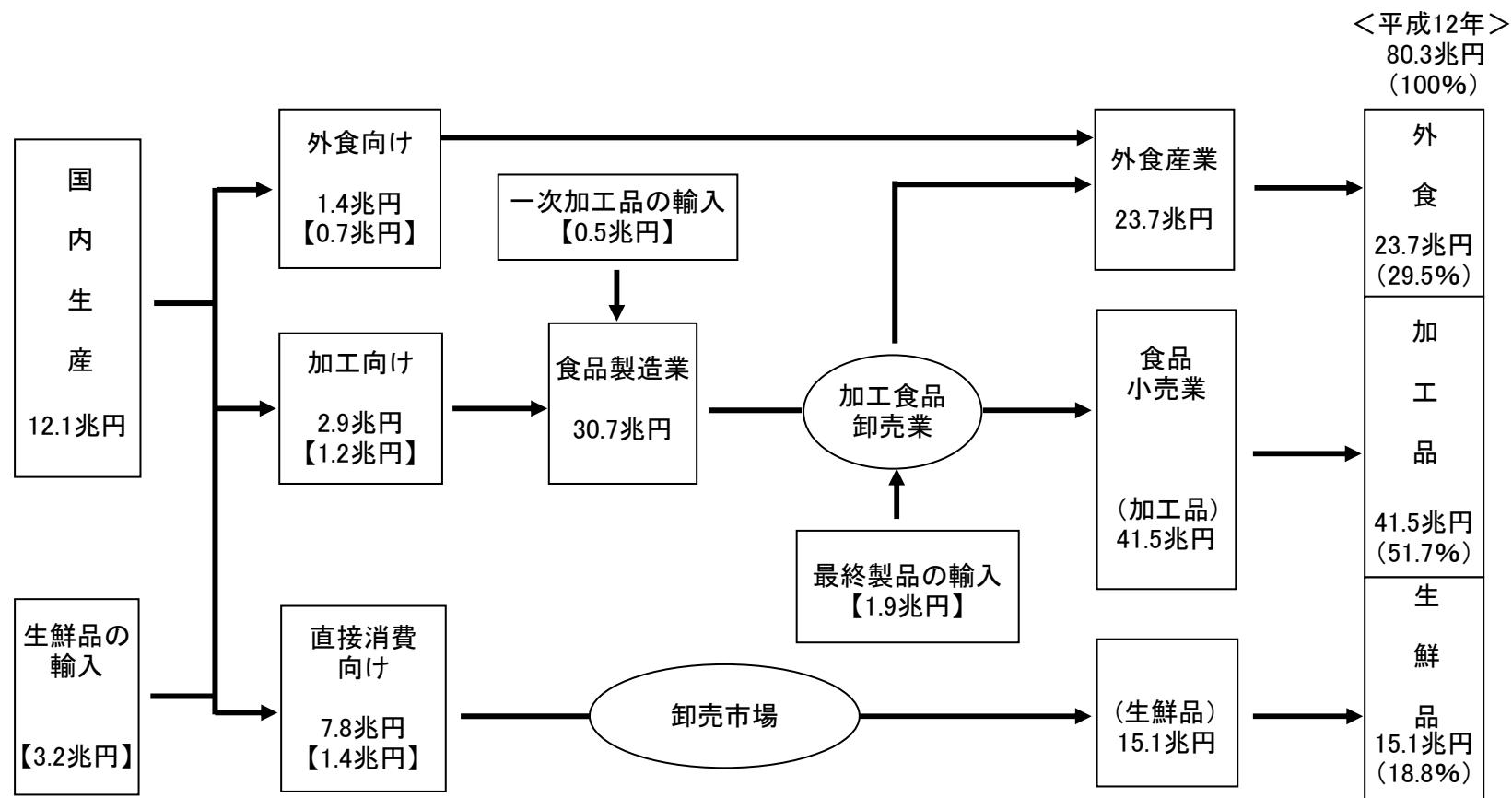
(注2) 平均生産費 = 全算入生産費 - 自己資本利子 - 自作地地代

(注3) 支払経費 = 平均生産費 - 家族労働費 + 副産物価格

(資料) 農林水産統計「平成19年産米生産費」

国内農産物等の生産・流通・消費について

○ 国内の農林漁業の生産は12兆円であるが、流通段階での市場規模は80兆円となっており、加工・流通段階での付加価値の増加が大きくなっている。



【 】は、輸入品を示す。

資料：総務省他9省庁「産業連関表（平成12年）」を基に農林水産省で試算

注：国内生産及び生鮮品の輸入には、加工品である特用林産物（きのこ類等）、精穀（精米、精麦等）、と畜（各種肉類）及び冷凍魚介類を含む。

GIS交渉の現状

- このGISは、
 - ①2国間直接取引であり、我が国の「顔」が見える
 - ②市場外で(クレジット市場価格を上昇させることなく)大量のクレジットの取得が可能
 - ③契約締結時にクレジット移転量が確定
 - ④取得代金は相手国内の環境対策プロジェクトに投資されることとなっており、我が国企業等の関与・技術提供を通じ、互恵的な2国間関係の構築が可能等の利点がある。
- この程、日本政府は、21年3月にウクライナと3千万トン、4月にチェコ共和国と4千万トンのGISクレジット購入契約を締結。
- この結果、CDM購入分と合わせ、政府の購入必要クレジット量の95%が手当済みとなった。
- 今後、京都議定書目標達成に向けた民間部門の排出量削減が順調に進んだ場合、今回のGIS契約を踏まえた試算によれば、政府によるクレジット購入総額は最大2000億円程度と見込まれる。

これまでの京都クレジット取得状況

単位:万トン(CO2換算)

年度	契約クレジット量	クレジットの種類別内訳		
		JI(ERU)	CDM(CER)	GIS(AAU)
平成18年度	636. 0	0	636. 0	0. 0
平成19年度	1, 665. 7	0	1, 665. 7	0. 0
平成20年度	3, 208. 7	0	208. 7	3, 000. 0
平成21年度 (4月1日現在) (注)	4, 000. 0	0	0	4, 000. 0
合計	9, 510. 4	0	2, 510. 4	7, 000. 0

(注) 契約自体は3月31日だが、契約の発効が4月1日である。

国際的な排出量削減目標の議論

■以下の3つの時間軸の排出量削減に関する目標と議論が国際的に存在。

- ①京都議定書(2008～2012年の期間の排出量目標を先進国が設定(我が国は1990年比▲6%削減))
- ②中期目標(2020年)
 - ・本年12月のCOP15(於:コペンハーゲン)での合意を目指す。
 - ・我が国の目標に関し、総理は「6月までには目標を発表する考え」を表明。
- ③長期目標(2050年)
 - ・去年の洞爺湖サミットで、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCCの下での交渉において検討し、採択することを求めることにつき合意。
 - ・我が国は、「低炭素社会づくり行動計画」(20年7月29日閣議決定)において、「現状から60～80%削減を行う」との方針を決定。

■国際的な中期目標の議論における論点

○先進国全体の削減量をどの程度とするか。

○米国を含む先進国の各国毎の中期目標をどのように設定するか。

○中国、インド等の主要経済途上国に対してどのような義務を(例:国別計画策定、数値目標設定等)、どのような形式で(例:国際約束、国内政策)求めるか。

国内における中期目標の議論 ～6つの選択肢～

我が国の中期目標に関しては、平成20年後半より福井前日銀総裁を座長とする中期目標検討委員会で議論が行われ、4月14日に6つの選択肢が提示された。

選択肢の名称	2020年時点の排出量の増減率(%)	国際比較(①②③⑤は同限界削減費用、④は同GDP当たり費用の増減率(%))			先進国全体の排出量の削減率	必要な対策・政策の考え方
		日本	EU	米国		
①「長期需給見通し」努力継続・米EU目標並み	05年比	-4	-9～-14	-7～-18	-6～-14	既存技術の延長線上で機器等の効率改善に努力し、耐用年数の時点でその機器に入替え
	90年比	+4	-14～-19	+6～-5	-9～-18	
②先進国全体-25%・限界削減費用均等	05年比	-6～-12	-18～-23	-30～-33	-22～-23	
	90年比	+1～-5	-23～-27	-19～-24	-25	
③「長期需給見通し」最大導入改訂(フロー対策強化)	05年比	-14	-21～-23	-33～-34	-23～-26	規制を一部行い、新規導入(フロー)の機器等を最先端のものに入替え
	90年比	-7	-26～-27	-23～-24	-25～-29	
④先進国全体-25%・GDP当たり対策費用均等	05年比	-13～-23	-25～-27	-19～-28	-22～-23	
	90年比	-8～-17	-30～-31	-7～-18	-25	
⑤ストック+フロー対策強化・義務付け導入	05年比	-21～-22	-25～-28	-38～-47	-27～-36	規制に加えて導入の義務付けを行い、新規導入の機器等を最先端に入替え。更新時期前の既存(ストック)の機器等も一定割合を最先端に入替え
	90年比	-15	-29～-33	-29～-39	-29～-39	
⑥先進国一律-25%	05年比	-30				新規・既存のほぼすべての機器等を義務付けにより最先端に入替え。また、炭素価格付けの政策により活動量(生産量)が低下
	90年比	-25				

(出典)地球温暖化問題に関する懇談会中期目標検討委員会(第7回)配布資料「地球温暖化の中期目標の選択肢」(平成21年4月14日)